

法人自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1 学校法人の理念・目的

学校法人明治大学寄付行為では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に基づき、学校を設置して教育・研究を行うことを目的とする。」と定めている。

法人の理念は、前身である明治法律学校以来の建学の精神である「権利自由・独立自治」に基づき、学校を設置し、その教育・研究活動を通じて、広く社会・人類への貢献を行なうものである。

建学の精神である「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味する。

この理念を実現するため、本法人は、大学をはじめとする設置学校における人材養成その他の教育研究上の目的に基づく教育研究の充実・発展策を講じ、公共の財産である私立学校の永続性の観点から、競争的環境の下でも安定的な運営が図られるよう、財政の健全性を保ちながら学校経営に努める。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 学校法人の理念・目的は適切に設定されているか

① 理念・目的の明確化

学校法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進するとともに、その設置学校の建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動を将来にわたり永続的に発展させるため、本法人と設置学校が一体となり、共通の現状認識に基づく一致した基本政策の策定及び推進が求められている。

このような状況認識の下、本法人及び設置学校における長期的なビジョン（目標・戦略課題）の策定等に関し、理事会からの諮問事項を検討する学校法人明治大学長期ビジョン策定委員会を設置して検討を重ね、2011年11月に学校法人明治大学長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）（資料1-1）を制定した。

長期ビジョンは、将来にわたり、明治大学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続け、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の歩みを振り返るとともに、可能性を見極め、創立150周年を見据えて、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

長期ビジョン策定委員会は、①経営企画担当、財務担当、教務担当及び施設計画担当の各常勤理事、②学長が指名する副学長1名及び専任教員2名、③総務担当理事が指名する専任職員1名、④理事長が指名する評議員1名から構成されている。

長期ビジョンの策定にあたっては、各委員が建学の精神に基づくミッションを共有しながら、法人と教学が共通の問題意識をもって将来の明治大学のあるべき姿の方向性を

示しており、法人・教学の一致した明治大学全体の共通理念といえる。

(2) 法人の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

① 構成員に対する周知方法と有効性

長期ビジョンは、理事会（2011年11月30日）にて承認された後、評議員会（同年12月19日）及び学部長会（2012年1月25日）にて報告をおこない、学内に周知を図った。

併せて、冊子（資料1-2）を作成して、適宜、配布を行っている。

② 社会への公表方法

ア 長期ビジョンの社会的公表方法については、本学ホームページにて公開し、広く周知を行っている。（資料1-3～5）

イ 災害対応・取組み、環境への取組み、キャンパスハラスメントへの取組み、個人情報保護方針について、ホームページにて公開し、広く社会に公表している。

(3) 法人の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

学校法人長期ビジョンは、ようやく制定されたところである。今後、長期ビジョンに則り、理念を具体化するための施策や中長期計画の検討を関係諸機関で進める予定である。よって、検証の在り方についてもこれらと併せて検討していくことになる。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

長期ビジョンは学長の下に設置されている明治大学将来構想委員会をはじめとする学内の既設委員会や、各機関等において検討されてきた成果を十分に反映した内容となっている。

(2) 改善すべき点

長期ビジョンを具体化するための中長期施策や中長期計画の検討を行う体制の構築が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

今後は長期ビジョンの諸施策に対応する基本的な方針、中長期計画等の重要事項の検討を行う体制を構築するとともに、関係諸機関や既設の委員会と連携しながら中長期計画の策定を進めていく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

長期ビジョンの具体化に向けた中長期計画を策定し、これを発展させ、関係諸機関における年度計画書や予算要求に反映させながら、長期ビジョンの実現を図っていく。

5 根拠資料 明治大学ホームページ

資料1-1 学校法人明治大学長期ビジョン

http://www.meiji.ac.jp/chousaka/longterm_visions.html

資料1-2 学校法人明治大学長期ビジョン 冊子

資料 1-3 東日本大震災に関わる明治大学の対応とお知らせ

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disaster/info/>

資料 1-4 キャンパスハラスメント対策への取り組み

<http://www.meiji.ac.jp/koho/academeprofile/activity/harassment/index.html>

資料 1-5 学校法人明治大学個人情報保護方針

http://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_1.html

V 学生の受け入れ

表 1 入学定員超過率

学部名	入学定員	過去 4 年間の超過率
法学部	900 名	1.03
商学部	1,020 名	1.05
政治経済学部	1,030 名	1.12
文学部	775 名	1.15
理工学部	925 名	1.11
農学部	520 名	1.15
経営学部	650 名	1.11
情報コミュニケーション学部	400 名	1.18
国際日本学部	300 名	1.19

1 目的・目標

(1) 学生の受け入れ方針

学生の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、建学の精神に基づき、各学部・研究科等において、学校教育法第 90 条における大学入学資格の定めに沿い、それぞれ定めている。

2 現状（2011 年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

各学部、研究科の定める入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」に掲載し、広く社会に周知している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び選抜を行っているか。

学生募集及び選抜については、各学部・研究科においてそれぞれの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、教育理念・目的に則った入学者の選抜を実施することにより、受け入れ学生を適切に決定している。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

学生収容定員と在籍学生数、入学定員と入学者数の比率の適切性について、法人は毎年度、当年度の学生収容定員充足率、補助金支給基準及び学部・大学院等の開設に係る基準等を基にして、教学における諸計画への影響と経営的な収入見込みの策定に配慮しながら、次年度の入学定員について適正な数値を算出し、次年度の入学試験前に大学(各学部)に提示することによって定員管理の適正化を図っている。2011年5月現在、各学部とも適切な状態を維持している。

なお、大学院の入学定員管理については、各研究科において個別の状況に応じた適正化を図っている。

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

定員超過率は、4年間の入学定員超過率の平均であるため、単年度での増減は起こり得るが、これが継続的にならないよう、毎年、法人は単年度の入学者数(見込み)の基準を設定し、各学部は、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足がないよう、在籍学生数を勘案しながら入学者の選抜を行っている。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

一般選抜入学試験と全学部統一入学試験において、各入試問題の質の適否や内容講評及び出題ミスの有無を外部機関に依頼し、その結果を次年度以降の入試問題作成に反映させる仕組みが構築されている。点検依頼を必要とする科目については、各学部等にその選択が委ねられている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

次年度の入学者数(見込み)の基準については、毎年度、関係部署が各学部の状況を調査し、法人において、教学における諸計画への影響と経営的な収入見込みの策定に配慮しながら適正な数値を算出している。この結果を基に、学部長会において、学長から各学部長に対して次年度の入学者数(見込み)についての指針が示されている。各学部ともこの指針に従い、適切な定員管理がなされている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

入学者歩留まり率の算定には、教学関連部局とも連携し、情報収集を図っていく。定員管理については、今後とも教学と法人の意思疎通を図り、この方法を継続する。

Ⅶ 教育研究等環境

Ⅶ-1 校地・校舎および施設・設備

表1-1 主なキャンパスにおける学生一人あたりの校地・校舎面積(m²)

校舎名	収容定員	校地面積	校舎面積	一人あたり	一人あたり
-----	------	------	------	-------	-------

				校地面積	校舎面積
駿河台	11,243	35,988	159,858	3.20	14.22
和泉	10,798	71,216	82,654	6.60	7.65
生田	6,816	169,832	121,990	24.92	17.90

※2007年度に中野警察大学校跡地を取得し、中野キャンパスとして建設工事等、キャンパス整備を進めている。

※この表では、学生活動全般を点検する意図から、校舎面積には設置基準により校舎に面積に算入できない施設（体育館、講堂、課外活動施設、厚生補導に関する施設等）を含めている。

表1-2 校地・校舎面積と大学設置基準の関係（㎡）

校地面積	校舎面積	大学設置基準上必要校地面積	大学設置基準上必要校舎面積
625,027 ㎡	300,560 ㎡	260,500 ㎡	143,389 ㎡

※この表では、大学設置基準に準じた校地、校舎面積で算出している。

1 目的・目標

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針

大学は教育研究組織の規模に応じた、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備し、適切な施設・設備等を整備し、それらの有効活用を図ることが求められている。

本学は教職員及び学生約36,000人余を擁する総合大学に相応しい校地・校舎の配備、施設・設備の整備を目標としている。

明治大学の発展を持続可能なものにするため、学校法人長期ビジョンに基づき、教学が策定した「グランドデザイン2020」との整合性を図りながら法人の施設設備計画を策定し、明治大学の教育研究目標の達成に寄与できる教育環境を整備する。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

① 学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

2011年5月に教学が策定した「グランドデザイン2020」が、学長から理事会に報告された。また、同年11月には学校法人明治大学長期ビジョンが制定されており、今後の施設整備計画は、これらの将来構想に基づく施設整備構想を適切に反映させて策定していく。

② 校地・校舎・施設・設備に関わる計画

学校法人明治大学の将来構想計画の一環として、本法人としての明治大学全体における地区計画・教育研究施設整備計画を策定するとともに、その推進を図るため、理事会の下に、明治大学教育研究施設計画推進委員会を設置している。今後の施設設備整備計画については、この教育研究施設計画推進委員会及び学長の下に設置されている明治大学将来構想委員会との協議を進めながら、長期ビジョンを踏まえ、「グランドデザイン2020」等との整合を図りつつ成案を得ることとしている。

具体的な計画策定・計画に基づいた推進状況は次のとおりである。

○ 駿河台キャンパス

2011年4月から「世界に発信する最先端の研究拠点と陶冶の場」をコンセプトとし、新教育・研究棟の建設（駿河台C地区整備計画）を推進した。この建物では、国際的な研究を推進し、世界的水準の研究拠点となることを目指しており、2013年4月からの利用開始を予定している。

猿楽町地区（付属中学校・高等学校跡地、10号館及び14号館）整備計画は、日本の伝統文化・現代文化、その時代時代の学生・若者文化の発信拠点であるとともに、地域に開かれた施設の建設を基本構想としており、千代田区とも連携し、駿河台キャンパス全体の展望の中で猿楽町地区の将来像を策定していく予定である。

さらに、新規建物の竣工とともに、現行施設に係る用途の見直しを行い、必要に応じて教育研究施設の移転等も含め、教育研究施設の有効利用のための検討を行っている。

○ 和泉キャンパス

2011年1月から建設が開始された和泉キャンパス図書館は、「人と人・人と情報を結ぶ架け橋（リエゾン）」を基本コンセプトに、和泉キャンパスのシンボリックな建物として2012年5月1日からの開館を予定している。

○ 生田キャンパス

第二校舎1号館建替計画（仮称）他工事の一環として、2010年8月から建設工事を開始した第二校舎D館が2011年12月に竣工した。理工学部応用化学科、機械工学科及び機械情報工学科が利用する教育・研究棟として、2012年4月からの利用開始を予定している。

また、実験施設の絶対数の確保と研究室の充実を最優先に、農学部の第一校舎6号館（仮称）の設計業務を推進した。

さらには経済産業省からの補助事業として建設を進めていた植物工場基盤技術研究センターについて、2011年4月から使用を開始した。同様に経済産業省からの補助事業として地域産業の振興を柱としたインキュベーション施設機能を持つ地域産学連携研究センターの建設工事を進め、2012年3月の竣工・同年4月からの利用開始を予定している。

○ 中野キャンパス

中野キャンパスは、明治大学第4のキャンパスとして、2011年6月から工事を開始し、2013年1月竣工及び同年4月からの利用開始を予定している。

「国際化・先端研究・社会連携の拠点キャンパス」として誕生する中野キャンパスにおいては、国際日本学部及び総合数理学部（仮称）のほか、複数の大学院研究科及び研究機関が活動を展開していくとともに、社会との連携を推進していく。

今後、さらなる教育研究活動の充実に向けて、中野キャンパス（Ⅱ期）整備計画についても検討を開始する予定である。

○ 黒川農場整備計画

黒川農場（神奈川県川崎市麻生区）は、「環境共生」・「自然共生」・「地域共生」の3つのコンセプトの下、未来型アグリエコファームを目指して計画策定の具体化を進め、2012年1月に竣工式を執り行った。今後、教育・研究施設として実習農場等を整備した上で2012年4月の開場を予定している。

○ スポーツパーク（仮称）等整備計画

本学体育会所属運動部を強化し、学生競技スポーツの振興を図るための練習施設・学習環境・住環境の整備を図ることなどを目的として、スポーツパーク（仮称）等整備委員会において、旧多摩テック跡地の南多摩キャンパス（東京都日野市）にスポーツパーク（仮称）の整備計画を進めている。2014年2月の竣工を目指して今後、具体的な施設の整備を図っていく予定である。また、同じく南多摩キャンパス内にスポーツ科学部（仮称）の開設（2014年4月）も予定されており、設置に向けた準備を進めている。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

① 校地・校舎等の整備状況

○ 本学は、駿河台・和泉・生田の3キャンパスを中心に、附属高等学校・中学校、運動場、農場、学生寮、厚生寮、体育関係施設のための用地を所有し（借地を含む）、それぞれの校地・用地に必要な校舎・施設を配備するとともに、情報化社会に対応したネットワーク環境にも十分な配慮をしている。

さらに、中野用地を購入し、現在、中野キャンパスとして整備を行っている。2011年5月1日現在の各キャンパス概要及び大学設置基準の関係は法令の基準を満たしている（表1-1、表1-2、資料7-1）

また、新たなセミナーハウス用地として長野県上田市国有地（旧文部科学省菅平体育研究場）を取得し、菅平セミナーハウスとして開設準備を進め、2012年4月から利用を開始する。

○ 各校舎の現況（駿河台）

駿河台キャンパスには、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の3・4年生並びに大学院法学研究科、商学研究科、政治経済学研究科、経営学研究科、文学研究科、情報コミュニケーション研究科、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の学生が在籍し、主にリバティタワー、アカデミーコモンを中心とした施設・設備を利用して学んでいる。また、研究棟、図書館、情報教室（12号館内）、博物館（アカデミーコモン内）等の施設を擁している。さらに、事務部門棟である大学会館、学生の課外活動のための部室センターを備えている。リバティタワーは教室・大学院・体育施設・図書館・レストラン等から構成される地下3階地上23階建ての教育棟である。アカデミーコモンは教室・ホール・博物館・研究成果活用促進センター・心理臨床センター・研究・知財戦略機構等から構成される地下2階地上11階建ての生涯教育棟があり、専門職大学院学生・社会人学習者（リバティアカデミー）等が共用で使用している。これら情報環境を含む施設・設備の整備は、恒常的に施設の老朽化に伴う所要の更新を行うとともに、新たな教育研究の新展開策を踏まえて大学全体の施設・設備計画を策定している。

○ 各校舎の現況（和泉）

和泉キャンパスには、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の1～2年生並びに国際日本学部、大学院教養デザ

イン研究科の学生が在籍し、主に第一校舎、第二校舎、メディア棟を中心とした施設・設備を利用して学んでいる。また、研究棟、仮設図書館、リエゾン棟、総合体育館・グラウンド等の施設を擁し、部室センター、厚生会館、食堂館等を備えている。メディア棟では、マルチメディア機器を使用した小教室でのコミュニケーション型教育を実現している。

○ 各校舎の現況（生田）

ア 生田キャンパスには、理工学部および農学部の1～4年生並びに理工学研究科・農学研究科・先端数理科学研究科の学生が在籍し、中央校舎、第一校舎（農学部）、第二校舎（理工学部）を中心とした施設・設備を利用して学んでいる。

イ 教育・研究施設としては図書館、ハイテク・リサーチ・センター、振動実験解析棟、構造物試験棟、温室、植物工場基盤技術研究センター、体育館、グラウンド等の施設を擁している。福利厚生に係る施設としては部室センター、学生会館、食堂館等を備えている。

ウ 2011年度に竣工した地域産学連携研究センターでは、施設の一部を中小企業等に貸し出し、新技術・新事業の創出への貢献や市民等との連携・交流の場として活用していくとともに、キャンパス内へと続くエスカレーター・エレベーターを設置することにより、通学時のアクセシビリティやバリアフリー化が向上することとなった。

② 近年の施設・整備の改善状況

○ 駿河台キャンパス

2011年度は、駿河台C地区整備計画の工事に着手し、2013年4月の利用開始を目指し進捗している。また、学内のセキュリティ強化を図るため、2010年度には防犯カメラを設置するなど、防犯体制強化工事を実施した。

○ 和泉キャンパス

前年度に引き続き第一校舎で老朽化が進んでいる外壁の西面・北面の改修工事を行なった。メディア棟の教室に暗幕を設置し、授業時及び入試時における不具合を解消した。2012年3月竣工の和泉キャンパス新図書館（仮称）建設工事では、和泉正門守衛所及び正門から第一校舎へ至るアプローチの工事を行った。

○ 生田キャンパス

耐用年数を迎えた中央校舎の空調熱源設備の更新工事を実施した。2011年度は第二校舎D館・D館別館、地域産学連携研究センターの建設が完了した。また、第二校舎5号館及び部室センター1階のトイレ改修工事、学生会館屋上防水工事、第二校舎6号館の外壁調査、東管理棟改修工事、中央校舎入退出システム更新工事、理工学部、農学部の研究室・実験室の各種改修工事を実施した。

○ 附属明治高等学校・中学校の調布付属校用地への移転計画は、建設工事を進め、2008年4月から調布キャンパスにて授業を実施している。2011年度については、HR教室、生徒用更衣室の増設工事を行い、正課授業、課外活動の実施に寄与した。また、防災対策として防災備蓄庫、給水用非常用電源の設置工事を実施した。

○ 体育会運動部練習施設、合宿所の統合化を図るべく、2010年度に「明治大学スポーツパーク（仮称）等整備委員会」が発足した。この委員会にて必要な事項を検討

し、旧多摩テック跡地や、他敷地の整備計画を推進していく。

③ 2011年度の校地・校舎の利用状況、改修工事実施等の状況

○ 駿河台キャンパス

ア 学部・大学院のカリキュラム充実や各種G P・G 3 0等の採択、助教制度導入等に伴う教員増のため、個人研究室及び共同研究室が不足する状況が続いたため、2009年度より学外の「T A神保町ビル」を賃借して個人研究室・共同研究室とし、2010年度についても、教員増に対応した研究室改修工事を行った。

イ 猿楽町校舎について、駿河台C地区整備計画に伴う大規模な改修工事を行い、国家試験指導センターの移転・拡充や法科大学院の施設、学生の課外活動施設の改修等を実施した。

ウ 学内のセキュリティ強化を図るため、防犯カメラを設置するなど、防犯体制強化工事を実施した。

○ 和泉キャンパス

ア 130周年記念事業として創設者のレリーフ（石碑）建立した。

イ 教室不足事情を考慮し、学外に「甘酒屋ビル」を継続して賃借した。

ウ 和泉図書館、和泉正門守衛所が、関連工事を含め、3月末に完成した。

エ 第一校舎については、空調設備の更新工事を前年度に引き続き実施した。また、老朽化している外壁についても西面、北面の改修工事を実施した。

オ 第一研究棟個人研究室洗面用配管撤去及び湯沸し室・トイレ洗面の給水管のみ単独ルートによる配管敷設工事

カ 監視カメラ設置（第一校舎・第二校舎・メディア棟）セキュリティー強化の為各校舎入館者監視カメラ設置（場所に合わせてトイレ前等ダミーカメラ設置含む）

キ 共同溝内インフラ更新工事（電気・火報・放送・情報・トイレ警報）

ク 共用部照明（省エネ間引きによる明暗を解消するためLED照明を設置）改修工事 2011年度は体育館西棟（ウエスト）・メディア棟

ケ トイレ警報（統一システム）システム更新工事（2011年度は第一校舎）

コ 第一校舎トップライト（耐用年数によるシーリング痛み）補修工事

サ 入試仕様に伴う放送用アッテネータ操作禁止用カバー設置工事及びアッテネータ未設置個所設置工事（第一校舎・メディア棟・第二校舎・第三校舎）

シ 地震に伴う補修工事（各所）

ス エレベーターインターホン 守衛所内統一インターホン化工事

セ P B X更新工事（回線数の不足解消）

○ 生田キャンパス

ア 第二校舎1号館建替計画（仮称）のうち、第二校舎D館・D館別館、正門守衛所の建設が終了した。

イ 「平成22年度地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業」の採択を受けた明治大学地域産学連携研究センターの建設が完了した。

ウ 第二校舎5号館及び部室センター1階のトイレ改修工事、学生会館屋外防水工事、第二校舎6号館の外壁調査、東管理棟改修工事、中央校舎入退出システム更

新工事，理工学部，農学部の研究室・実験室の各種改修工事を実施した。

○ その他の校地

ア 附属明治高等学校・中学校については，正課授業，課外活動に支障が出たため，体育館遮光カーテン等の設置工事を行った。

イ 中野キャンパスの建設計画を推進した

ウ 黒川農場の整備計画の工事が完了し，2012年4月から利用予定である。

エ 2011年7月24日アナログ放送終了に伴い，地上デジタル放送対応工事を実施した。

④ キャンパス・アメニティの形成（環境整備）

○ 駿河台キャンパス

ア 駿河台キャンパスで実施されたキャンパス・アメニティの改善は，2011年度については，省エネルギー対策として，引き続き照明器具をLEDに更新する工事を実施した。

イ 熱中症予防のための水分補給用として，10号館及び12号館内に設置されている老朽化の進んだ冷水機の更新を行った。

ウ 教育研究活動へ悪影響を未然に回避するため，リバティタワー及びアカデミーコモンの空調にかかわる熱源機器の整備工事を実施した。

○ 和泉キャンパス

和泉キャンパスでは，2012年3月に竣工した新図書館関連工事において，正門，守衛所の新設に伴い，新正門は新守衛所を挟み人の動線と車両の動線を分けキャンパス内での車両事故を未然に防ぐ安全面の強化に繋がった。同，関連工事では，新正門から第一校舎へ至るアプローチ部分及び知の広場（仮称）インターロック敷設（中庭一部）により雨天時にいたる所に発生していた水たまりが解消され，同時に行われた植栽の整備によって，第三校舎前の街灯が暗く防犯上の問題が指摘されていた部分も解消された。

懸案事項であったバリアフリー化に対しては，夏期改修工事において各校舎間への動線の点字ブロック整備が完成した。その他，電話交換機システム更新工事，研究棟の給水配管工事，第一校舎2階及びリエゾン棟共用部分の省エネ照明器具更新工事，メディア棟教室暗幕設置工事などを実施した。

○ 生田キャンパス

生田キャンパスでは，照明の間引きや自動扉の停止等節電対策を強化した。エレベーターの一部停止や比較的明るい廊下照明の昼間全消灯等を実施し，廊下等の共用部は，FDLダウンライトからLEDへ，教室や研究室はFHF照明器具及びFHfレフボライトを採用した。トイレの改修時には，LED照明や人感センサーの設置を行い，新校舎（第二校舎D館・別館）には，LED照明，人感センサー，照度センサーも導入した。これらの「省エネ・創エネ」への取り組みが認められ，「かわさき環境ショーウインドウ大賞」を受賞した。

⑤ 環境保全活動

本学は，駿河台A地区（リバティタワー，研究棟・記念図書館）を「環境教育のステージ」として位置づけ，2003年10月，同地区を対象として環境マネジメントシス

テムの国際規格である ISO14001 認証を取得し継続して維持している。2011 年 10 月に定期的な部分外部審査であるサーベイランスを受け、是正措置を必要とする大きな指摘の検出はなく認証の維持が認められた。本学の ISO14001 認証運営において構成員とする範囲は、駿河台 A 地区内に勤務する専任教職員（嘱託職員を含む。）及び同地区内に常駐する外部委託業者である。学生は、認証運用上では「準構成員」と位置付け、構成員に準じて、学内ポスター、各学部シラバス・便覧等への記事掲載により、環境保全活動への協力を呼びかけている。この認証運営活動の基礎となっているのは、2002 年に制定し、2012 年 1 月 17 日付けで改訂した「学校法人明治大学（駿河台地区）環境方針」である。同方針には、常に環境問題を視野に入れた教育研究、その他事業活動を推進し、省資源・省エネルギー・リサイクルに努めるとともに、最先端の教育・研究技術及び設備の活用並びに環境保全に資する研究成果の社会への還元によって、環境の保全に努力していく旨の本学の方針が掲げられている。

実際の活動としては、法規、法令等を遵守したエネルギー使用量の削減、用紙使用量の抑制、廃棄物（可燃ゴミ）排出量の削減等による省資源・省エネルギー・資源リサイクル・汚染の予防、エコ商品の購入等を行っている。これらの各項目を各キャンパスにおいても単年度の具体的な数値目標を設定している。東京都環境確保条例の規制強化による二酸化炭素排出量の削減義務化及び川崎市の川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の 2010 年度からの新設に伴い、温室効果ガスの削減や省エネルギーへの取組みがこれまで以上に必要となった。そのため、4 キャンパスともに、省エネルギー推進体制を整備した。リバティタワー、アカデミーコモンを始め、本学の新規校舎は地球環境と省エネルギーに深く配慮した建物であるが、さらに既存の校舎についても年次計画に基づく設備更新を進め法改正に対応するように努めている。弱冷暖房を始めとする各種運用面の工夫・努力に加え、こうした省エネルギー設備の積極的導入により、各キャンパスとも着実な成果を上げている。ちなみに、2011 年度東京都地球温暖化防止対策 5 か年計画において和泉キャンパスは、AA+（ダブル A プラス）評価を取得した。

節水についても、実験・実習の多い生田キャンパスにおいて、キャンパスを挙げての意識向上及び冷却水循環利用等が図られた結果、大きな改善が見られた。廃棄物に関しても、ゴミ分別が学生を含めて徹底されてきており、これが古紙回収の積極利用に繋がって、可燃ゴミも減少した。

一方、教育研究機関として、環境に関わる教育・研究を推進し、これらを通じて環境保全の知識を持った有為な人材を社会に輩出することが本学の主要な目標である。これについても、省エネルギー・省資源同様、毎年具体的な実施予定を設定している。認証運営上の教学側の管理責任者を中心として、各学部教員の協力の下、環境関係ホームページの維持、環境関係公開講座の実施、環境展示会の開催、学外エコツアー及びリバティタワー内の環境配慮施設見学を内容とする学内エコツアー、学事記録及びホームページ等による環境教育の実績公開を行っている。2011 年度は、計画したプログラムをすべて実施し、着実に環境教育の充実を図っている。また、ISO14001 認証の審査登録証をリバティタワー 23 階の岸本辰雄記念ホールに常設展示し、2009 年度末から、従来生田キャンパスのみに設置されていた風力発電パネルを駿河台キャンパス及

び和泉キャンパスにも設置するとともに、駿河台14号館には太陽光発電パネルを設置した。また、リバティタワーの内外に設置している「見える化」パネルにより本学のCO₂発生量（電力使用量）、本学の環境への取組み、太陽光発電量等を表示し、学生のみならず歩行者等一般の啓発活動にも役立っている。

こうしたことにより、本学の環境保全に対する姿勢を学内外に示すとともに、学生の環境保全意識向上のための一助としている。

環境保全活動については、財務部資産管理課、総務部各キャンパス課及び調達部施設課が担当し、地域パトロール、警備等の周辺地域との連携活動については総務部総務課及び各キャンパス課が担当している。2011年度に実施した大学周辺での環境保全及び環境に配慮した活動は以下のとおりである。駿河台キャンパスでは、大学周辺が千代田区の条例により路上喫煙禁止区域とされているが、校舎内はもとより、公開空地等校舎外を含め、指定場所以外を禁煙としている。

千代田区合同パトロールには、毎回職員を2名程度派遣して、路上喫煙禁止の呼びかけ、地域の廃棄物収集、路上障害物の撤去等を実施している。なお、従前はキャンパス周辺や歩道への違法駐輪・バイクが目立ったが、警備員による巡回・警告ビラの配付等の継続的实施が功を奏し、皆無とはいえないまでもほとんど見られなくなった。また、12月～2月の間、一般往来者の多い明大通り及びマロニエ通りに面し、近隣住民等も利用し、通行している明大スクエアの落葉樹に、運用上で不便とならない部分の消灯を実施し、かつ消費電力の極めて少ない発光ダイオードを使用して使用電力の削減を行いつつ、イルミネーション装飾を設置し、地域への貢献とともに省エネルギーの啓発活動につなげている。

和泉キャンパスでは、概ね毎週2回、学生ボランティア団体による明大前駅周辺の清掃作業を実施している。生田キャンパスでは、敷地外周に樹木、雑草が多く、近隣居住者に対し日照不足、落葉、害虫等の被害が発生しないよう、定期的に伐採、除草、消毒等作業を実施し、環境保全に努めている。

理事会の下には、明治大学環境保全推進委員会が設置されており、全学的な環境保全活動にかかわる計画の策定・推進及びISO14001認証の維持を行っている。特に、認証登録の対象である駿河台A地区内については、事務部門の各部署に推進実行責任者及び運用連絡員を配置し、職員への環境保全活動を指導している。特に省資源・省エネルギー活動については、具体的な削減及び抑制方法を記載した「手順書」をMICSに掲載し、その手順を順守している。また、各学部においては、各学部から選出された環境保全推進委員会委員である専任教員が、各学部推進実行上の責任者を兼務することにより、事務側の推進実行責任者（各学部事務長）とともに、所属教員に対する環境保全活動の周知を図っている。なお、各キャンパスにおいて、より効果的な省エネルギー活動を推進するため、明治大学環境保全推進委員会の下に「省エネルギー推進専門部会」を設置している。同部会は、エネルギー使用実績及び目標の対比、問題点の抽出と対策、設備改修計画、省エネルギーに関する啓発活動等について重点的に検討する専門部会となっている。⑥ **校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保**

○ ユニバーサルデザインへの対応

2000年度以降新築された校舎は、バリアフリー対応が施された教育施設である。

駿河台キャンパスでは、その他に2010年度には、リバティタワー大学院フロア(19, 20階)に手すりを増設し、点字サインを設置した。また千代田区からの補助を受け、視覚障害者誘導のため、リバティタワー正面入口にお茶の水駅からつながる音声標識ガイドシステム設置工事した。

和泉キャンパスでは、第一校舎・メディア棟・総合体育館・第二学生会館・食堂館、新図書館には、エレベーターが設置されている。未設置の建物については車椅子での移動が困難な箇所があるが、構内は点字ブロックが敷設され、2012年度夏期改修工事において各校舎間の動線全てが点字ブロックでつながった。また、トイレ入口のサインを点字付のものに更新するなど、臨機応変に対応している。多目的トイレは、第一校舎に2箇所、第二校舎に1箇所、和泉メディア棟に3箇所、新図書館に1箇所、和泉食堂館和泉の杜に1箇所、総合体育館西棟(ウエスト)に1箇所、総合体育館東棟(イースト)に1箇所となっている。正門から第一校舎までインターロッキングが敷設され、第一校舎正面入口との段差が解消された。さらに、近隣住民の要望もあり、和泉校舎前の歩道橋にエレベーターが設置された。2010年度には、校舎側敷地と総合体育館を結ぶ連絡橋に段差解消のための補助リフトも設置した。

生田キャンパスでは、2011年度、地域産学連携研究センター建設に伴い、エレベーター・エスカレーターで坂の上下を結ぶ連絡通路ができ、従来から検討してきた生田坂のバリアフリー化を実現した。

また、部室センター1階に障がい者他誰でも使用可能なトイレを設置した。

○ キャンパス間を移動するための交通動線の整備状況

駿河台キャンパス及び和泉キャンパスともに最寄り駅から徒歩圏内にある。また、両校舎の移動にあたっては、公共交通機関の相互乗り入れ等もあり、40分ほどで移動できる環境にある。生田キャンパスは、生田駅からの徒歩の他、向ヶ丘遊園駅から「明大正門前」までのバスが構内まで通じている。生田から駿河台、和泉キャンパス間の移動は私鉄線からそれぞれ1回の乗り換えにより1時間ほどで移動できるため、授業にも支障がない。

○ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立

駿河台キャンパスでは、統括管理方式により、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託しており、設備担当業者を統括管理者として法規を遵守した管理を実施している。和泉キャンパス、生田キャンパスでも駿河台キャンパスと同様、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託し、法規を遵守した管理を行っている。これら外部業者の管理は、外部業者からの定期報告や定期的な業務監査を行うことにより、大学としての責任を果たしている。施設、備品等については、「固定資産・物品管理規程」に基づいた適切な管理を行っている。

また、引き続き、賃借物件であるTA神保町ビル、野村不動産神田小川町ビル、甘酒屋ビルも管理している。

さらに、2012年に竣工予定である駿河台C地区グローバルタワー(仮称)及び2013年使用開始を予定している中野キャンパスに関しての管理運用も検討している。

○ 衛生・安全を確保するためのシステムの整備（全学）

2011年3月11日の東日本大震災への対応にあたっては既存の防災規程に基づく「防災本部」による措置では、対応に限界があり、同年3月17日に、法人・教学一体となった「統括防災本部」を設置、開催した。同本部のもとで、学園一体となって、学生の安全確保、建物の安全性の確認、学事の変更・中止決定、節電対応等を行った。

○ 衛生・安全を確保するためのシステムの整備（駿河台）

駿河台キャンパスでは、毎年度2回全建物の消防設備点検を実施するとともに、複合用途施設としてのアカデミーコモンについては、防火対象物定期点検も実施している。また、法令改正に伴い、リバティタワー、記念図書館・研究棟、アカデミーコモンにおいては、防災管理点検を実施した。リバティタワー（中央図書館を含む）、アカデミーコモン、大学会館、10号館、12号館、紫紺館においては、ビル管理法に基づく害虫駆除作業を年2回実施し、全建物において、上水や雑用水の水質検査を実施している。さらに、リバティタワー（中央図書館を含む）、研究棟、アカデミーコモン、大学会館、12号館では、空気環境測定を年6回実施している。なお、各建物において建築設備定期点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。廃棄物については、巡回の際に分別回収を行い、所定の保管場所において管理することで、衛生状態を維持している。その後、回収した廃棄物は、廃棄物業者により廃棄物又は資源物として収集され、法令を遵守した処理を行っている。猿楽町校舎においては、国家試験指導センター自習室等での施設利用が開始されたことに伴い、設備管理及び警備体制を強化した。特に、2010年3月～4月自習室の24時間運用を行った時期は、警備を24時間体制として、キャンパスの安全確保に努めている。

○ 衛生・安全を確保するためのシステムの整備（和泉）

和泉キャンパスでは、毎年度2回全建物の消防設備点検を実施している。また、各建物において建築設備定期点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。第一校舎、メディア棟、新図書館、和泉の杜においては、ビル管理法に基づく害虫駆除作業を年2回、空気環境測定を年6回実施している。総合体育館は、年1回害虫駆除作業を実施している。

○ 衛生・安全を確保するためのシステムの整備（生田）

生田キャンパスでは、法令への対応では、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定を中央校舎と第二校舎A館で、消防法による消防設備点検をすべての防火対象物で定期的に行っている。

安全面では、生田キャンパスは実験系科目が重要な位置を占めることから高圧ガスの使用頻度が高いが、毎年必ず取扱者説明会を実施し、安全についての啓発活動を行っている。

また、2010年度より薬品の保管状況を把握するための薬品管理システムを導入している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 老朽施設等を計画に沿って、最新の設備に更新している。
- ・ 2006年度より構内の完全分煙化を実行し、喫煙所を指定し、受動喫煙等の被害について、構内放送、看板等により各人の認識を強く持ってもらうよう活動している。
- ・ 駿河台キャンパスの冬期の恒例となっているイルミネーション装飾は、従来の照明のうち運用上で不便とならない部分を消灯し、省エネルギー型発光ダイオードを使用することで、消費電力を増加させることなくより少ない電力量で明るさを確保した。学生に対する省エネルギー啓発の側面を有しつつ、学生サービス、近隣住民等に対する社会貢献を実現するものである。
- ・ 和泉キャンパスにおいて、歩道橋及び明大前駅周辺の通行整理を行い、違法駐車、違法駐輪を抑制している。
- ・ 和泉キャンパスでは、和泉食堂館和泉の杜の増築、総合体育館東棟（イースト）内のラウンジに続き新図書館1階にカフェラウンジを設置することにより、学生の居場所確保に貢献した。
- ・ 生田キャンパスでは、地域産学連携研究センター建設に伴い、バリアフリーにも配慮した連絡ブリッジを完成させた。それにより、生田駅から生田キャンパスまでの学生・教職員の利便性も上がった。

(2) 改善すべき点

- ・ 各キャンパスにおいて、整備・改善を行っているが、2007年度の認証評価結果において「駿河台キャンパスでは、校地面積の狭あい化が問題である、との指摘がなされた。研究室については、学部共同研究室があるのみで、学科ないし専攻の共同研究室はなく課題を残している。」「文学部各専攻の共用の教育・研究用機器は著しく未整備であるため改善が望まれる。」「理工学研究科・農学研究科専用のスペースを確保することにより、高度な大型機器・設備等の集約化と一元管理が望まれる。」等の指摘もあった。また、各校舎の老朽化した既存建物の建替えや国際連携の推進のための施設整備について、中・長期計画の策定にあたって盛り込んでいく。
- ・ 施設・整備計画の推進は多額の費用を要することから全学的な中・長期計画を策定し年次を追って実施する必要がある。
- ・ 耐用年数を過ぎた建物、近々耐用年を迎える建物及び大規模な建設計画（要望されているものを含めた）が未実施である。
- ・ 教員の研究室では、転倒防止策を講じていない書架や機器が多く、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、文献等やOA機器等が多く落下した。特に、理系の研究室・実験室では、化学薬品やガスボンベなどの器具等の損傷や転倒が発生した。このような状況は、研究室に閉じ込められたり、火災、有毒ガスの発生などの二次災害を引き起こしかねない。大学として、今後このような什器、機器の耐震固定対策が必要と思われる。

また、年度計画で行っている建物外壁調査等について、今回の震災を念頭において、調査内容の検討を行なう必要があると考える。

- ・ 生田キャンパス食堂館では、2010年度には、既存の食堂店舗をフロア別にし、そこに新規委託業者による新店舗を開店させる計画を推進した結果、2011年4月から新店舗が開業して、学生へのサービス向上が図られた。今後は、その効果について、学

生に対してモニタリング調査の実施等検証を継続していく。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 震災対応で対応に限界を生じた既存の防災規程，防災組織を見直し，臨時的に設置された統括防災本部の機能を継承する，あらたな危機管理規程，組織の設置検討を行う。
- ・ 駿河台キャンパスにおいては，新たな研究スペースを確保し，研究の活性化を図るため，C地区整備を目的とした協議機関「駿河台C地区教育研究施設推進協議会」が2008年11月に設置され，2013年4月使用開始を目途に計画策定を行っている。
- ・ 駿河台キャンパスC地区整備に伴い，リバティタワー，アカデミーコモン，駿河台研究棟に配置されている大学院，研究知財，国際連携の施設が移転するため，その空地利用計画を推進する必要がある。基本的な方針としては，現在駿河台キャンパスで不足している教室や学生ラウンジスペースの確保を念頭に計画していく。
- ・ 和泉キャンパスの新図書館（仮称）は昨今のICT環境に対応可能で，学生の学習意欲が喚起できるような図書館として，「ラーニング・コモンズ，知の拠点」を基本コンセプトに2012年4月開館を目途として，建設に着手し，3月31日に竣工を迎えた。
- ・ 生田キャンパスにおいては，既存建物の建替えを含め総合的見地に立ったデザイン案策定に向けた検討を推進する。さらに大型研究機器を有効利用するための一元管理施設「先端科学技術センター（仮称）」の設置を推進する。同センターにはレンタルラボを設置する予定である。また，「ハイテク・リサーチ・センター」は，より有効利用を図るため，現在使われていないピロティ部分を実験室にするなど，研究スペース拡大のための具体策を検討する。
- ・ 黒川新農場については，2012年1月19日，黒川新農場の竣工式を執り行い，2012年4月に開場予定である。
- ・ 新たな校地として，駿河台キャンパスの狭隘さを緩和するため，中野警察大学校跡地を取得した。中野キャンパス（仮称）としての利用計画策定を進める。2011年度には施工業者が決定し，着工しており，2013年1月に竣工予定である。
- ・ 各キャンパス校舎とも老朽化したトイレを計画的に改修していく。
- ・ 和泉キャンパスでは，快適環境の整備を行うため，歩き煙草・煙草のポイ捨て・分煙化について，周知徹底する。2006年度オリエンテーション・ガイダンス開始時より，構内の完全分煙化を実行し，喫煙所を指定し，受動喫煙等の被害について呼びかけを行っている。構内放送，看板等により各人の認識を強く持ってもらうよう活動している。このような，環境にやさしい大学づくりのための活動について，学生及び教職員たちの賛同・協力の呼びかけも推進していく。生田キャンパスでは，引き続き，ベンチ及びゴミ箱等を計画的に配置し，快適なキャンパス環境作りを推進していく。
- ・ 和泉キャンパスでは，引き続き，朝夕の明大前歩道橋の通行整理を行い，周辺道路の違法駐車，違法駐輪に注意の目を向けていく。また，明大前駅周辺にマナー遵守に関する立看板を設置して，学生に注意を促す。
- ・ 生田キャンパスにおいても喫煙マナーの向上については構内放送等を通して意識を

高める。神奈川県では 2010 年度より公共的施設における受動喫煙防止条例が施行されるため、準備を進めた。2010 年度からは、屋外の限定された箇所を除き、禁煙となる。3 キャンパスにおいて、今後は、学生・教職員、さらには近隣を始め社会全体に対し、本学の環境保全への取り組みを発信していくことで、大学構成員の環境に対する意識向上を図り、環境保全活動を一層推進するとともに、近隣との信頼関係を高めていく。

- ・ 和泉キャンパスにおけるバリアフリー化については、構内から体育館に行くためのブリッジに車椅子用のリフトが設置された。厚生会館周辺、第二・第三校舎、リエゾン棟等の整備対象箇所についても、今後も引き続き施設、設備を充実していく。

正門前の歩道橋には本学が国土交通省に売却した土地を活用し、エレベーターが設置された。さらに、キャンパス内の点字ブロックについては、2011 年度夏期改修工事において各校舎間の動線が繋がった。

- ・ 生田キャンパスにおけるバリアフリー化は、引き続き既存建物の必要箇所に手摺の設置又は補修を行っていく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 本学の発展を持続可能なものにするため、教学が策定した「グランドデザイン 2020」等との整合性を図りながら法人の施設設備整備計画を策定し、本学の教育研究に寄与できる環境を整備していく。
- ・ 近年、教員数は増加傾向にあるため、駿河台キャンパスでは現在これに対応した個人研究室について十分に準備できていない。よって、駿河台キャンパスの研究環境の向上を図るためには、抜本的な研究棟の建替え計画を検討する必要がある、とりわけ、老朽化が進む 14 号館研究棟及び猿楽町校舎研究棟と賃借物件である T A 神保町ビル研究棟における個人研究室については、これらを統合した新たな研究棟を建設し、早急に環境の改善を図る必要がある。
- ・ 生田キャンパスにおいては、既存建物の建替えを含め総合的見地に立った生田グランドデザイン案策定に向けた検討を、生田キャンパス教育研究環境整備委員会を中心に前年度に引き続き推進する。
- ・ 3 キャンパス部室センター・学生会館については、担当部署と協議の上、学生の利便性と安全性を配慮しつつ、空調設備の整備を含めた改修を検討する。また、合宿所及び各厚生施設についても老朽化が進んでいる建物・施設の改修を実施する。厚生施設については、施設の改修も検討し、安全・快適に使用ができるよう改善していく。
- ・ 今後は、新法人システムの実査業務機能を活用し、順次、各キャンパス校舎の有形固定資産監査を計画し、管理していく。生田キャンパス周辺には、生田ゲストハウス、射撃場・弓道場・水泳部合宿所・馬術部合宿所及び総合合宿所がある。これらの施設では、建物の老朽化に伴い修繕が必要となるケースが少なくない。現在、学生支援事務室及び生田キャンパス課でその都度対応しているが、引き続き管理部署の定期的な巡回・学生指導も行っていく。
- ・ 生田キャンパスでは、実験実習に伴い、薬品・ガス・各種機械等が各研究室に相当数配置されている。不注意による事故発生の危険が常時存在することから、研究室単位の指導が行われてはいるが、キャンパス全体の危機管理体制が現在構築されてい

いのが現状である。事故発生による各種リスクを回避するために、安全管理センター（仮称）・安全管理室（仮称）設置に向け、理工学部・農学部の協力を得て、危険に対する現状認識を再確認するための活動を開始した。また、高圧ガスに加えて薬品の取り扱いに関する講習も実施した。

5 根拠資料

資料7-1 大学設置基準と校地・校舎（2011年度「本学の概況資料集」）

Ⅷ 社会連携・社会貢献

1 目的・目標

(1) 社会との連携・協力に関する方針

大学の社会連携・社会貢献活動は、教育・研究に加えて大学が果たすべき中核的な役割となっている。明治大学を拠点としたヒューマンネットワークを構築・拡充することにより一体感を醸成し、明治大学に対する求心力や組織力を向上させていく。それとともに、地域社会・産業・行政との連携を深め、社会的な課題の解決や幅広い地域及び年齢層の多様な人々が学びあう場を提供することで、さらなる社会連携を推進し、明治大学のあらゆる活動分野でのネットワークを拡充する。

また、明治大学が果たすべき社会的責任における諸問題について、積極的に取り組み、成果を社会に還元していく。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

学校法人明治大学長期ビジョン（2011年11月理事会承認）の中で、ビジョンを具体化するための施策の一つとして、社会連携・社会貢献について、次の通り方向性を設定した。

- ① 明治大学を拠点とした、世界につながるヒューマンネットワークを構築・拡充します。
- ② 教育・研究・社会連携という大学の中核機能を高度化することにより、社会と地域の発展に寄与します。
- ③ 地域社会、産業及び行政との連携により、社会的課題に対応するプロジェクトを推進します。
- ④ 主要キャンパス等において、生涯学習の機会を提供します。
- ⑤ 人権、男女共同参画、環境保全、文化の発信、スポーツ振興及び平和教育に関連した社会貢献活動を推進・支援します。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

① 地域交流・国際交流事業への積極的参加（地域交流）

○ 地域・地方自治体等との交流

協定を基に地域との連携を組織的に推進しており、施設・設備の利用も行われている。具体的な開放状況は次の通りである。

(ア) 千代田区との連携－災害協力協定と災害救援ボランティア講座

2004年1月に千代田区と「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結している。本学が学生ボランティア等を養成し、災害時の派遣にそなえるとともに、災害時には被災者への大学施設の提供を行う。

(イ) 東京都杉並区との連携

和泉キャンパスでは、杉並区との間に本学図書館と区立図書館の相互利用協定を結び、区民に図書館の利用を開放している。また、校舎近隣の住民の方を対象に杉並区と情報基盤本部との連携により「明治大学情報科学市民講座」を開催している。

体育館内では、2009年度に完成したクライミングウォールを久我山盲学校の生徒に、NPO法人からの指導者を招き本学学生ボランティアによる安全指導の下、定期的に開放している。室内プールにおいては、水泳指導講習会やマスターズ大会が開催され、中学生から90歳の高齢者までの幅広い利用者に使用されている。人工芝のグラウンドでは、地元自治会に月1回のペースで開放しており、近隣の少年サッカーチーム等が使用している。

(ウ) 多摩区（川崎市）との連携

本大学の知的資源を有効活用することにより、神奈川県域その他における新技術・新事業の創出のほか、共同研究の実施、経営セミナー等の開催を含め当該地域の中小企業者、市民との連携・交流の促進が可能なインキュベーション施設を川崎市との基本協定ならびに覚書に基づき、建設した。

「多摩区・3大学連携協議会」（本学・専修大学・日本女子大学により2005年12月に調印）においては、コンサート開催、区民祭に参加しているほか、「3大学連携事業」や「3大学知的探訪」など本大学の知的資源を有効活用し、区民に還元する行事を実施している。

この他、川崎市在住・在勤者を対象にした図書館の開放や、東グラウンド、テニスコートを、自治体、地元自治会、地域少年野球チーム等へ開放している。生明祭（学園祭）では、子供会、中・高校生、地方団体にも参加、出演を呼びかけるなど広く連携を図っている。

○ 学校法人等との連携・協力

(ア) 学校法人松商学園との連携

2010年12月22日に「学校法人明治大学と学校法人松商学園との相互交流及び連携・協力に関する包括協定」を締結した。本協定は、施設利用や教職員交流及び両法人が設置する学校間の教育・研究活動に関する事業等について相互に連携・協力を推進することを目的としている。

(イ) 学校法人国際大学との連携

2011年4月1日に本法人と学校法人国際大学との間で法人間連携・協力に関する協定書を締結した。この協定は、両法人間の交流と連携・協力を推進することによって、相互の発展を図ることを目的としている。

2011年4月には、両法人合同による「法人連携推進協議会」を設置し、相互の交流及び発展を図るために協議を開始した。

○ 施設開放

協定に基づく地域連携以外でも、駿河台キャンパス、和泉キャンパス及び生田キャンパスでは、休日及び祝日に学外団体へ施設の貸出を行っている。年々、国家試験、資格取得試験、語学教育に関する技能検定試験等の需要が増加し、多種多様に教室等の施設を開放している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

各キャンパスにおける地域連携・社会貢献活動を通じて、本大学の知的資源や施設利用等が適切に地域に還元されている。

(2) 改善すべき点

学校法人明治大学長期ビジョンの施策について対応する基本的な方針、中長期計画等の重要事項の検討を行う体制構築が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 今後は、長期ビジョンの施策について対応する基本的な方針、中長期計画等の重要事項の検討を行う体制を構築するとともに、関係諸機関や既設の委員会と連携しながら中長期計画の策定を進めていく。
- ・ 本法人と学校法人国際大学とは、より強い法人間連携の実現を目指して、引き続き協議を実施する。

5 根拠資料

資料 8-1 明治大学ホームページ キャンパス設置自治体との連携

<http://www.meiji.ac.jp/social/japan/campus/index.html>

IX 管理運営・財務

表 1 事務職員数

区分	専任職員 (うち管理職)	特別嘱託	一般・短期 嘱託職員	派遣職員	計
法人業務系	119名(19名)	11名	32名	29名	191名
大学教務系	387名(50名)	83名	167名	121名	758名
合計	506名(69名)	94名	199名	150名	949名

※平成 23 年度学校法人基礎調査（日本私立学校振興・共済事業団）を基にしている。

表 2 専任事務職員数の推移

2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
---------	---------	---------	---------	---------	---------

500名	480名	480名	475名	494名	506名
------	------	------	------	------	------

表3 職員研修の参加者数の推移

	2009年	2010年	2011年
第1種研修	617名	920名	772名
職員個人研修（国内）	(2名)	(2名)	(3名)
職員個人研修（国外）	(5名)	0名	0名
第2種研修	92名	97名	88名
大学院在学研修	5名	4名	4名
合計	721名	1,023名	867名

表4 消費収支計算書関係比率（2011年度決算）

名称	公式	評価	明治大学	同規模他私大平均値	目標数値
①学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	どちらとも いけない	73.1%	63.4%	70%以下
②基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	高い値が 良い	18.0%	12.0%	14%以上
③人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	低い値が 良い	75.3%	49.2%	50%以下
④人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	低い値が 良い	103.1%	77.5%	65%以下
⑤教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	高い値が 良い	34.4%	35.6%	35%以上
⑥減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	どちらとも いけない	8.8%	10.4%	適宜検討
⑦消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	低い値が 良い	141.9%	105.9%	100%以下

表6 貸借対照表関係比率（2011年度決算）

名称	公式	評価	明治大学	同規模他私大平均値	目標数値
①固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	低い値が 良い	110.4%	102.0%	100%以下

②固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}+\text{固定負債}}$	低い値が 良い	92.9%	93.3%	90%以下
③流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	高い値が 良い	185.7%	206.3%	維持
④総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	低い値が 良い	22.3%	13.9%	14%以下
⑤負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	低い値が 良い	28.6%	16.1%	17%以下
⑥基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	高い値が 良い	99.1%	97.0%	100%
⑦退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金}}{\text{退職給与引当金}}$	高い値が 良い	50.0%	76.6%	維持
⑧消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資産}}$	高い値が 良い	△23.0%	△12.8%	△12.0%以下

表7 寄付金の受入状況（注1）

（単位：千円）

寄付金の種類	2009年度	2010年度	2011年度
未来サポーター募金（注2）	—	357,955	421,400
①奨学サポート資金	—	34,743	65,468
②国際化サポート資金	—	10,839	15,255
③研究サポート資金	—	17,490	23,999
④スポーツサポート資金	—	35,421	51,459
⑤キャンパス整備サポート資金	—	259,462	265,219
教育振興協力資金	107,694	41,390	149,280
校友会奨学金	51,000	41,500	44,500
学術研究奨励寄付金	31,627	26,345	48,190
寄付講座	31,000	31,500	34,300
附属明治中学校・高等学校 創立100周年記念事業募金	—	39,794	44,081
その他の寄付	44,879	36,413	38,986
合計	266,200	574,897	780,737

（注1）金額は受配者指定寄付金として受け入れたものを含めた当該年度中の申込額。

（注2）未来サポーター募金の内訳を①～⑤で表記した。

表8 明治大学カード事業の推移

（単位：円）

収入の種類	2009年度	2010年度	2011年度
提携手数料（注1）	8,961,184	8,805,907	8,379,813

募集手数料（注2）	1,526,700	1,210,125	1,421,700
広告掲載料（注3）	2,711,642	3,401,975	3,953,159
合計	13,199,526	13,418,007	13,754,672

（注1）提携手数料：カード利用額に応じて提携カード会社から大学に支払われる手数料。

全額を「創立者記念奨学基金」に充てている。

（注2）募集手数料：新規入会1件につき一定額が提携カード会社から大学に支払われる。

（注3）広告掲載料：年間2回発行している会報への広告掲載料。広告主から大学に支払われる。

募集手数料と広告掲載料は主にその年度の事業経費に充てられる。

1 目的・目標

(1) 管理運営方針

法人の管理運営体制については、設置学校に関する改善・改革の円滑な推進に資するとともに、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、持続的な発展性を高めるための管理運営を行うことを目的・目標とする。

(2) 事務組織の編成方針

本法人は、法人及び設置する学校業務を適正かつ効率的に処理するため、「設置者管理主義」に基づき、適切な事務組織を設置する。

事務組織の在り方については、不断の見直しが求められていることから、今後も、事務部長会を中心として、適切な対応を検討することとする。特に、教学改革の結果を柔軟に反映するとともに、これを支援する体制を構築し、現状の課題及び新たな業務展開への対応について、全体最適化の観点から改善を推進する。

理事会の経営方針及び教学における教育・研究に係る計画・方針に基づいて作成する部門目標制度を活用し、年度計画、予算編成、人員配置と連動させるとともに、実施計画・進捗管理・目標達成の業務進捗・評価の円滑化を図る。

事務職員の採用については、年度単位で理事長からの諮問に基づき、「職員人事委員会」が基本方針・採用計画（事務職員採用計画について（答申））を取りまとめ、事務部長会で意見徴収をしている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

① 中・長期的な管理運営方針の策定と付属構成員への周知

2011年11月30日開催の理事会において長期ビジョンが制定され、同年12月19日開催の評議員会において報告を行った。その後、大学構成員をはじめ、第三者にもホームページ等で周知している。

長期ビジョンは、将来にわたり、本学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続けるとともに、率先垂範に努め、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の強みと弱み及び可能性を見極め、創立150周年を見据えつつ、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。

ア 長期ビジョン（将来に向けた大きな方向性・到達すべき目標）

「世界へ—国際人の育成と交流のための拠点」及び「世界で活躍する強く輝く『個』を育てる教育研究の実現」

イ 長期ビジョンの実現に向けたテーマ

- (ア) 「個」を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点
- (イ) 知の創造と開かれた学問の拠点
- (ウ) 世界を結ぶヒューマンネットワークの拠点
- (エ) 学術・文化を世界に発信する拠点
- (オ) 将来に向けた永続的な発展

ウ 長期ビジョンを具体化するための施策

- (ア) 教育
- (イ) 研究
- (ウ) 社会連携・社会貢献
- (エ) 国際連携
- (オ) 施設設備整備計画
- (カ) 財務戦略
- (キ) 組織・運営体制

② 法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

○ 学校法人理事会と大学との連携協力関係、機能分担、権限委譲

法人組織（理事会等）の権限については、各理事の所管を定め、業務執行権限の範囲内で適切に業務処理を行う責任体制を構築している。法人理事会と大学との関係については、大学で実施する教学施策について、学部長会あるいは連合教授会等の教学での意思決定後、理事会にて承認されている。法人理事会において意思決定を行うにあたり、理事者は教学での取り組みを理解していることが必要となる。そこで常勤理事6名のうち教務及び学務並びに施設計画理事の3名が、学部長会にオブザーバーとして出席し、教学と法人理事会との橋渡し役として意思決定に寄与している。また、2006年度からは、副学長の1人が常勤理事会にオブザーバーとして出席しており、法人理事会での意思決定に対して必要な教学関係に係る情報を提供している。加えて、法人理事会と学部長会との懇談会を適宜開催し、情報共有に努めている。さらに評議員会には大学院長、各学部長が職務上の評議員として出席しており、法人としての意思決定に参画している。

なお、法人理事会は議題に応じて「業務執行権限の委任に関する理事会申し合わせ」に則り、理事会及び理事長に係る業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任し、法規に則り効率的な意思決定を実現している。

○ 管理運営に対する学外有識者の関与の状況

役員は、理事長と学長に加え、常勤理事6名、理事3名そして監事3名の計14名で構成されている。常勤理事は、財務担当、総務担当、教務担当、学務担当、経営企画担当及び施設計画担当の6名であり、財務担当及び経営企画担当は校友から、総務担当及び施設計画担当は職員から、教務担当と学務担当は教員からと、それぞれバランスよく選任している。他の理事は、教員から1名、校友から2名を選任している。なお、理事長・理事・監事の選任は、評議員会で互選された17名の委員

によって構成される銓衡委員会で候補者が銓衡され、評議員会において選任する。評議員会は、寄附行為において職務上の評議員として学部長が含まれ71名で構成されている。構成内訳は学識経験者20名、教員21名、職員5名、校友25名である。学識経験者については、現・元教職員から10名、校友から10名選任されることが長年の慣行となっている。したがって、評議員会は、現・元教職員36名、校友（維持員に限る。）35名という構成となっており、本学教職員以外の学外有識者（校友）が管理運営上、積極的に関与している。

○ 評議員の選任及び評議員会の開催状況

評議員は71名で寄附行為、寄附行為施行規則及び評議員選任規則に基づき適正に選出している。構成は教職員から36名、校友から35名となっており、任期は4年である。評議員会は2011年度中7回開催し、適切である。なお、欠員が生じた場合も、補欠選任ができるよう評議員銓衡委員会を常置し対応している。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

① 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

2011年度開催状況

ア 理事会 定例28回、臨時2回 計30回

イ 評議員会 定例5回、臨時2回 計7回

<関連規程>

学校法人明治大学寄付行為

学校法人明治大学寄付行為施行規則

学校法人明治大学評議員選任規則

学校法人明治大学評議員会の委員会に関する規則

理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程

○ 学校法人は管理運営に関する諸規定を整備し、理事会、理事、大学役職者は校規に基づき意思決定を行っており、適正に運営されている。

○ 個人情報の保護について、既に整備されている学内校規及びガイドラインに基づき、運用が図られている。また、個人情報の適正な取扱いが図られるように、教職員を対象とした個人情報の保護に関する研修会を実施している。

② 危機管理体制、防災への適切な対応

○ 大規模地震に対する備えについて

東日本大震災の教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等大地震に備えて、本学では以下のとおり各種の備えを行った。

ア 大地震発生時の各種対応マニュアル等の作成・配布

大地震発生時に適切な行動がとれるよう、大地震発生時の避難マニュアル（学生・教員・職員用）をキャンパスごとに作成し、学生・教員に配付するとともに、明治大学ホームページ及びM I C Sに掲載した。また、従来、学生に配布していた携帯用災害時マニュアル「携帯用防災のしおり（災害時の対応について）」について、東日本大震災の経験を踏まえ内容を一新し、学生に配布した。その他、各教室に大地震発生時の初動マニュアル及び避難経路図を掲示した。

イ 各種訓練の実施

駿河台キャンパスでは大地震発生を想定して、防災本部のシミュレート訓練、学生・教員が参加の避難訓練及び自衛消防隊本部訓練を行った。また、和泉・生田キャンパスでは、消防訓練等を行った。

ウ 「防火・防災管理規程」の改正

震災時において大学として統一的な意思決定を可能にするため、各キャンパスに設置する防災本部を統括する統括防災本部を設置すること及びその役割を明記したほか、震災時に速やかに防火・防災体制を確立するための改正を行った。

エ 防災用備蓄品・資器材の整備

震災時の保温器具として、レスキューシートを各キャンパスに配置した。また、震災時に円滑な自衛消防活動を行うため、停電時にも使用できる、より確実な通信手段として、デジタル簡易無線機を購入し、各キャンパスに配置した。

オ 「明治大学東北関東大震災被災者救援義援金」及び「明治大学被災学生支援義援金」の募集を行った（継続中）。また、校友会においても、東北関東大震災の被災者救援のため、「明治大学校友会東北関東大震災義援金」の募集を行った。

カ 各キャンパス（駿河台、和泉、生田、調布）施設の構造上の安全性について、専門家による点検を3月末までに行い、安全性を確認した。なお、各施設で発生している軽微な損傷及びクラック（ひび割れ）等については、順次補修することとしている。

キ 3月22日の法科大学院協会からの要請により、4月7日から東日本大震災で被災した東北学院大学法科大学院修了生、東北大学法科大学院修了生に対して、院生共同研究室の利用等を許可した。

ク 東日本大震災で被災した地域の他大学の大学生・教職員に明治大学図書館の利用の検討について3月31日に公表し、4月7日から利用できるようにした。

○ 防災及び緊急事態（火災、震災）に備えたマニュアルについて

学部便覧及びシラバスに掲載するとともに、新入生には学生証サイズの簡易マニュアルを配付していたが、東日本大震災の経験を踏まえ、より実践的なマニュアルの作成を進めている。

○ 防火・防災訓練について

自衛消防隊を中心として、消火、通報、避難及び訓練用AEDとダミー人形を使用しての救護訓練を複数回行った。また、東京消防庁の防災館における模擬災害体験及び千代田区より起震車を借用して、地震体験を行った。

○ 災害用備蓄品について

駿河台及び和泉キャンパスは在籍する学生の6割、生田キャンパスは7割が3日間在校することを想定した飲料水及び食料を備蓄しており、東日本大震災の際、学生、教職員及び大学の建物内に避難していた一般人にも飲料水及び食料を配付した。また、その他、医薬品、毛布、簡易トイレ、マスク等の生活用品及びチェーンソー、カセットコンロ、発電機等の資機材についても備えている。

○ 危機管理広報について

本学関連の事件・事故や不祥事が発生・発覚した際のマスコミ対応（危機管理広報）について一層の体制強化を図るため、広報戦略本部の直下に「危機管理広

報対応委員会」を設置し、同委員会に関する内規を制定。危機管理広報マニュアルを発行し、各部署に配布した。

③ 理事長、理事の権限と責任の明確化

理事長及び理事の権限については、「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」を校規として定め、理事長の業務基準や権限と責任を明確化している。また、各常勤理事は所管する業務の責任者として、方針及び計画を検討するとともに、担当部署に対し、業務に関する適切な指導、指示等の業務執行を行い、総括責任者である理事長を補佐する体制を構築している。今後、開かれた大学として更なる発展を遂げるために、評議員会において理事者（理事会）、評議員（評議員会）に関することについて鋭意検討を行っているところである。

④ 理事長、理事の選考方法の適切性

理事長候補者及び理事候補者は、評議員の互選による17人の委員をもって構成する銓衡委員会において、出席委員の3分の2以上の議決を以って銓衡される。（学校法人明治大学寄附行為施行規則第9条及び10条）

銓衡委員会において理事長候補者及び理事候補者を銓衡したときは、委員長は遅滞なく評議員会議長にその氏名を報告し、評議員会は報告された候補者について、理事長及び理事を選任することになっている。（学校法人明治大学寄附行為施行規則第11条及び12条）

理事長及び理事の選考過程は、学校法人寄付行為及び同施行規則に則り、適切に行われている。

(3) 法人業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

① 事務組織の構成と人員配置の適切性

○ 適切性を担保する仕組み

2009年4月に、事務機構第二次見直しを実施し、グループ制を廃止し、枠組みとしては従前の課・事務室体制としたが、国際連携部や募金室を設置する等、事務組織は常に改善している。

また、本学における新たな業務展開等に対応するため、2011年4月に総合数理学部設置準備事務室を新設したほか、同年9月には、既存の中野キャンパス推進室を中野キャンパス開設準備部に発展的に改編し、中野キャンパス施設整備課及び中野キャンパス準備事務室を設置した。

併せて、事務職員の人員数も表2（2011年5月1日現在）のとおりであり、前年度より12名増員となっている。なお、人数及び区分は、平成23年度学校法人基礎調査（日本私立学校振興・共済事業団）を基としている。

さらに、2013年度の中野キャンパス開設に向け、年度途中で経験者採用を実施し、即戦力として活躍できる能力を有する人材を23名採用・配置した。

人員配置については、作成した人員計画に基づき、各部署とのヒアリング結果等を勘案しながら、適切に行われている。

② 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

○ 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制

教学全体に関わる企画等については、「教学企画部」を設置し、副学長及び学長室

専門員とともに、政策企画・立案並びに推進施策の機能を担っている。学部・研究科については、担当事務職員が教授会、学部・研究科の執行部会、各種委員会等に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、会議資料の作成や企画立案のサポートを行っている。また、2年ごとに執行部の交代が行われるため、事務職員の専門性は貴重であり、会議体を支える重要な職務を担っている。

○ 大学院の充実と将来発展に関わる事務局

大学院委員会を中心に、各研究科委員会及びその他各種委員会が設置され、その全てにおいて事務局（担当職員）を置き、円滑な会議運営のサポートをしている。特に大学院委員会においては、大学院長をはじめ執行部スタッフ（教員4名）と担当職員4名が事前に入念な打合せを行うとともに、更に担当職員で懸案事項の整理とその対応等々についての立案作業を行っている。また、各研究科委員会の事務局（担当職員）は、当該研究科における中長期的な計画・立案を行い、執行部をサポートしている。

法科大学院及び専門職大学院（ガバナンス研究科・グローバル・ビジネス研究科・会計専門職研究科）には各研究科教授会を置き、意思決定を行うと同時に、専門職大学院には、専門職大学院委員会を設置し、専門職学位課程としての統一的運用を協議している。また、事務組織として専門職大学院事務室が設置され、法科大学院及び専門職大学院における各教授会運営を担っている。

○ 国際交流、研究推進、就職等の専門業務への事務組織の関与

大学の重点項目である国際連携、研究推進、就職キャリア等に関しては、2009年から部として独立させ、組織面から支援体制の強化を図った。また、当該業務を遂行するためには高い専門性が求められるため、専門的な人材の既卒採用のほか、職員個人が語学能力の強化やキャリアカウンセラーの資格取得等、積極的に自己研鑽に励んでいる。

国際連携事業は、学長施策の中でも、「本学の更なる国際化」は重要な柱であり、事務組織においても事業推進に対応すべく、2009年4月の事務機構二次見直し時に独立し、国際連携部として新設された。国際連携部の下には、国際連携事務室と国際教育事務室の二つの事務室を置き、グローバル30（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）への対応や「世界に開かれた大学」という学長方針に基づき、本学の国際化をより体系的に推進するため、2009年10月に設置された国際連携機構の事業推進を支えている。

さらに、より一層の推進体制充実を目指し、語学能力のほか、専門的能力をもった人材の既卒採用を行い、2009年度の3名に加え、2010年度には5名を採用・配置した。

また、研究活動の推進も学長方針において重点項目となっており、2009年4月には研究活動を支援する部署として研究推進部が独立した。研究推進部の下には研究知財事務室及び生田研究知財事務室が置かれ、和泉キャンパスにも分室を設置している。研究推進部の主要業務の一つとして学外研究資金の獲得・管理があり、専門的能力を持つ人材の既卒採用等人員を増強し、研究活動の活性化を進めている。

就職キャリア支援部では、国際日本学部学生の就職活動支援を目的として和泉キ

キャンパスに相談業務の経験が豊富な職員を常時2名配置し、きめ細かい支援を行っている。

○ 大学運営を経営面から支えうるような事務局機能

本学では、大学運営を経営面から支える事務局として、法人部門の中に企画、総務、人事、財務、調達等の部署を設置し、適正な予算管理・執行を第一義として、大学の管理・運営のほか、活動経費の負担等の面から、大学が行う教育・研究活動を支援している。法人各部署の活動は、部署ごとにPDCAサイクルを運用している。

なお、各部署の業務については、事務組織規程等に定められている教学部門においても、授業の出席者数を常時把握し、そのデータをカリキュラム作成・運用に当たって教員に対し適宜提供することによって、学部教育運営のコスト把握、適切なカリキュラム作成、教員配置に寄与している。予算執行については、政策経費の仕組みを導入することにより、重点的に取り組むべき課題・政策に対して効率的な運用ができるようにしている。

③ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

現在、職員採用に関する規程はないが、職員人事委員会において毎年度策定している職員採用計画に基づき、理事会で承認を受けた人数について、書類選考・複数回の面接・筆記試験等の段階を踏んだ上で適切に採用している。

また、職員採用時の資格は一律書記補としていたものを3年以上の職歴を有する者は、書記の資格で採用できるように改正したことで、処遇面で改善を図った。職員昇格基準に関しても、副参事への昇格基準も新卒採用者と経験者採用者で異なっていたものを同一とすることで不公平を是正した。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

① 人事評価に基づく適正な業務評価と処遇改善

事務職員の人材育成と仕事へのモチベーション向上を目的とし、業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた新人事評価制度を実施した。目標管理制度では、組織の中で職員自身がやるべきことを明確化し、目標達成に向けて主体的に業務に取り組む仕組みを構築した。また、行動評価においては、資格ごとに定義された行動基準と実際の行動を照らし合わせることにより、本人と組織が期待する姿のギャップを顕在化し、更なる自己成長への動機づけとしている。

現在、人事評価自体は直接的に処遇と結びつけていないが、評価を本人にフィードバックすることで評価に対する納得性と公平性の向上を図りつつ、今後は処遇への効果的な反映方法についても検討していく。

② スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

○ 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

SDを従来の事務能力の向上を目的とした職員研修と異なり、大学運営・質保証に関する職員の資質・専門性向上に向けての組織的取組として捉えるならば、本学での実施状況は不十分である。しかしながら、求める人材像として定義した「プロフェSSIONAL人材」を念頭に置き、職員人事委員会にて毎年検討・策定している職員研修基本計画に基づく「第1種研修」（階層別研修、目的別研修等の法人が主催

するもの)、「第2種研修」(外部団体が主催するもの)、「大学院派遣研修」等により、専門性の向上と業務の効率化を図っている。特に、大学のグローバル化推進に寄与するため、2009年度から継続している英語を始めとした語学研修制度(2011年度参加者:延べ56名)やグループでの海外研修制度(5グループ・18名)を新規に立ち上げた。これらは、参加者を募ることで職員の自主性を重視した研修となるように制度設計した。

また、各部署においても課題と解決、業務改革推進等をテーマとする職場研修を実施し、大学における行政管理能力や運営能力を養成している。学外においても、各種団体への出向や派遣により業務能力の伸長を図るための機会を充実させている。

○ 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途

各種研修、職場会議等をとおして、情報の共有化や業務の効率化に取り組んでいる。業務の多様化・高度化・細分化とともに、個々の領域における担当業務の専門性が要求されるようになってきており、自己研鑽・自己啓発を促す仕組みとして、外部機関が主催する様々な研修会などに第二種研修として参加することを大学全体として推進している。さらに、他大学の状況や課題を異なる立場から把握し、自分の業務改善に寄与させるために、日本私立大学連盟、日本私立学校振興・共済事業団、大学基準協会等へ研修制度の一環として、派遣等を行っており、2011年度は大学基準協会に1名派遣した。また、業務の専門性の向上を目的とし、研究知財担当職員を日本学術振興会にフェローとして、図書館担当職員を国立情報学研究所に実務研修生として1名ずつ派遣した。各種研修による業務能力の向上の他、「職員の大学院在学研修取扱要綱」に基づき、2011年度には本学の専門職大学院グローバル・ビジネス研究科(経営管理学)に3名の職員を派遣した。本学以外でも桜美林大学大学院アドミニストレーション研究科に1名の職員を派遣し、マネジメント、人材育成、政策立案・評価、経営管理、業務改善などの能力開発を行い、特にアドミニストレータとして必要とされるマネジメント能力の養成を行っている。また、日本私立大学連盟等が主催する研修に職員を派遣しており、学外へ視野を広げ、慣例に囚われない発想を業務に生かす等といった効果を上げている。

(5) 大学を支援する団体との協力関係

○ 校友会との協力関係と大学の管理運営

校友会は大学を賛助支援し、校友と大学の相互の協力親睦を図る目的で設立されたものである。大学支援事業の中核である校友会奨学金制度は、給付型奨学金として実施されている。2011年度は合計4,950万円(前年度4,650万円)を大学に寄付し、学部生・大学院生計327名に奨学金を給付、明治大学被災学生支援義援金に500万円を寄附した。終身会費の安定的な納入状況はそのまま奨学金等の学生支援・大学支援への基盤となる。

明治大学校友会は、校友会組織の「幹」である。54支部と210地域支部で構成されており、校友は全員、居住地の県単位支部に所属することを原則としている。住所が判明している校友は約32万名に達している。

4 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 教学と法人の間のチェック・アンド・バランス機能が働いている。法人理事会が、教学の意思決定の内容を理解した上で大学経営を行うことができる。
- ・ 教職員以外の者を学外有識者と考えれば、評議員会のほぼ半数が学外者となり、監事を含む理事会の半数以上が学外者である。校友評議員は、各界で活躍しており、学外での経験を大学運営に生かせると同時に、母校の発展を願う熱意に溢れ、熱心に大学運営に関与している。
- ・ 職員の新人事評価制度は職員全体に業務進捗管理の重要性を再認識させただけでなく、管理職と部下のコミュニケーション機会を増加させることに繋がっている。
- ・ 職員の研修・派遣等は、計画どおりに実行されており、自発的参加者も多く、職員自身の意識改革にも寄与するなど効果をあげている。
- ・ 実務経験を有する職員を経験者採用したことにより、緊急度が高く、かつ専門性の高い業務に対しても業務遂行が可能となっている。
- ・
- ・

(2) 改善すべき点

- ・ 学長は、寄附行為上、評議員会の承認に基づき、理事長によって任命される。したがって、これまでに例はないが、連合教授会において選出された学長候補者が評議員会で承認されないという事態も可能性としては存在する。実際に寄附行為施行規則において、評議員会における学長候補者の承認否決に関する規定が置かれている。
- ・ 事務職員数は、2007年度の認証評価結果において「日常的な事務量の増大や事務職員の削減に伴い、事務職員の業務負担が深刻となっており、改善が必要である。」との指摘がなされた時点よりは職員全体は増員してきているが、部署によっては担当職務が一層高度化・多様化しているため、業務負担が改善したとの実感が期待したほどではない部分もある。
- ・ 現在、研究知財、国際連携の分野で急速に業務が拡大しており、量的整備とともに専門的能力を備えた職員が必要であり、実務経験者の中途採用等で対応をしてきているが、まだ十分とはいえない。他部門においても、職員の専門的能力の取得、向上を求める声が高く、OJT及び外部研修等による学内人材養成に早急に取り組む必要がある。
- ・ 学校教育法にいう設置者が設置学校の管理及び経費の負担を行うことは不変であるが、大学の総合力が問われる現在、法人及び教学ともに新規財源の獲得、教育・研究コスト、管理コストの削減に努め、コスト意識の徹底と学内外の資源の効果的配分、有効活用を図る必要がある。
- ・ OJTが人材育成にとって重要であることを再認識し、資質やスキルの向上にいかに関与させるかが肝要である。また、人事異動も人材育成の面からは重要であるが、部署によっては特定の人材を抱え込んでしまう傾向もあるので、修得した資質やスキルが組織内で共有化できるように、より計画的に人事異動を行うことが求められる。私大連等外部団体の研修についても、業務多忙により参加ができない状況があるので、職場全体として、研修の重要性を理解することが必要である。
- ・ 事務組織の専門性の向上についての取組みの速度と、より高い専門性を求める外部・

内部環境の変化との間に不整合が出始めている。特に研究知財，国際連携分野では顕著である。人員増での対応だけではなく，業務の推進体制の見直し等，早急に手を持つ必要がある。

- ・ 業務効率化を図るうえで重要なことは，固定業務の改善である。業務内容を分析し，アウトソーシングを含め，検討が必要である。職員削減の結果，固定業務に係る割合が増加し，企画立案に時間が割けない状況である。
- ・ 対人件費では効率化されたものの本来の業務改善の視点に基づく業務のムリ，ムダ，ムラの点検・評価，それに基づく業務見直し-業務改善-業務革新に導く取組みは実施されておらず，推進体制も十分ではない。
- ・ これまで人事制度は，組織が期待すべき人材像が明確ではなく，人材育成を促進できていない。
- ・ アドミニストレータ育成のための，外部団体への派遣，大学院への派遣等を行っているが，今後，さらに派遣先や派遣数を増やすことが必要である。また，研修成果を共有化する仕組みづくりも重要である。
- ・ 法人組織において，自己点検・評価結果を推進し，業務の効率化を図るための全学的な推進体制がない。自己点検・評価とは別に，部門目標に基づく目標管理制度が行われており，両者の関係性は明確ではない。
- ・ 各研究科の事務的所管部署は大学院事務室であり，事務室内に各研究科1名の担当職員を配置している。特に文系研究科においては教員組織の拠点である各学部（学部事務室）に大学院事務担当者を配置し，学部と研究科が相互連携し一貫した教育体制及び事務体制の確立が望まれる。
- ・ 事務組織の見直しについては，2011年度は，中野キャンパス開設及び管理・運営に係る事務体制の構築が主要な案件であったが，従前から要望があった他の案件もあり，今後，その必要性，緊急性等を勘案し，中野キャンパスも含めて，事務部長会を中心として，大所高所から全体最適化の視点で検討を進めていく必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 2013年の中野キャンパス開設に向けて，検討してきた事務組織のあり方，運営方法，人員配置等に基づき，開設スケジュールに沿って進めていく。
- ・ 事務職員の業務負担を改善するために，適正な人員配置と業務量の偏りを是正することが急務である。そのために，コンサルタント活用の是非を検討した上で業務分析と業務改善を進め，組織としての効率化・合理化を図っていく。
- ・ 学内で人材育成することが困難な高い専門性が必要とされる分野においては，既卒経験者の採用や外部委託による業務の効率化をより一層図る。
- ・ 教学改革が多様かつ速度を増すなか，教学部門の事務組織にあっては企画・立案機能についてより高度化，専門化を目指す必要がある。教学部門の事務管理職には，大学役職者等に対する補佐・助言機能を果たし，かつ日常の業務遂行に支障がないように取り組むこと，またこれを支える補佐職層には，「大学院在学研修」等を活用し，高度なマネジメントスキルの向上や専門的業務のスキルアップを図るとともに，所属

部署においてスキル等を生かすことのできる環境を整備する。

- ・ 人事制度改革プロジェクトにおいて、職員の求める人材像として新規価値の創造に寄与する人材だけでなく、職員の専門性の向上を求めており、キャリア体系の整備と職員個人のキャリア形成に寄与するためのキャリアガイドが提示されている。そのことから、キャリアを一層意識した異動方針等の検討をしていく。
- ・ 大学院の事務局として、現状の独立・集約された体制と、教員組織の拠点である各学部（学部事務室）に大学院担当者を配置し、学部と研究科が相互連携して一貫した体制と、その双方を比較・検討していく。
- ・ 文部科学省『第二次大学院教育振興施策要綱(H23)』における新しい大学院教育のあり方等を念頭に、柔軟な協働事務体制を構築することが求められている。また、本学の国際化への流れの中で、対応できる職員への教育、あるいは採用等が急務となっているため、大学院と国際連携部との学内連携をさらに密にする。
- ・ 法人部門の自己点検・評価の在り方を検討し、理事会運営や人事制度・目標管理制度、政策的経費等の見直しシステムとして、法人全体としての括りではなく、法人部門ごとの自己点検・評価にするなど、現状に合わせた、より一層の自己点検・評価の実質化を検討する。
- ・ 今後も法人及び学外団体主催の研修等を活用し、事務組織の構成員である職員の専門性を向上させ、併せて業務の効率化を図るものとする。
- ・ 人材育成を目的とした人事評価制度を実施する。また、更なる定着を図るために研修の実施や担当部門での検証を行う。
- ・ 専門性の向上については、アドミニストレータ養成のために、今後、派遣先、派遣数を順次、拡大する。
- ・ 自己点検・評価結果を活用した業務改善を推進するため、学内情報の収集や評価結果に基づく政策分析・政策提案を行う体制構築を検討する。
- ・ 業務の効率化を進めるために各種研修成果のフィードバックと各職場におけるOJTを充実させる必要がある。遂行役育成を目的とし、2007年度から導入したOJTリーダー研修を継続して実施する。
- ・ 職員に求められる新たな資質やスキル向上のために研修内容を見直し、新規分野の研修を充実させ、業務効率化と職員の専門性向上を図り、OJTリーダー研修受講者を中心に、人材養成プログラムを検討し、若年層を対象としたプログラムから実施する。これら研修の充実と共に、体系化された人事異動を基本とした人材育成制度を構築し、専門性を発揮できる環境を整備する。
- ・ 危機管理広報対応委員会では、危機管理広報マニュアル策定や学内での危機管理広報セミナーの開催等を実施していく。
- ・ 学校法人長期ビジョンが制定されたので、今後は、検討体制を構築して、この長期ビジョンの具体化に向けた中長期計画を策定し、中長期計画を踏まえた短期的課題の設定・単年度事業計画の策定を進める。
- ・ 事務組織の在り方については、大学を一体的に捉え、事務部長会を中心として全体的な「最適」・「最善」の考え方に基づいて評価・点検を行い、組織及び職制の見直し・改善を図っていく。

(2) 長中期的に取り組む計画

- ・ 事務職員の年齢構成について、新規事業遂行上必要であった経験者採用の実施等により極端な歪みが生じている。長期の経営的視点に基づき、是正に向けての検討が必要である。

[Ⅸ-2 財務]

1 目的・目標

大学は教育・研究を適切に遂行するため、明確な将来計画に基づいて、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを公正、効率的に配分・運用する責務があり、本学は総合大学としての使命を十分に果たすべく、必要な財政基盤の確立を目指した財政運営を推進する。具体的には、長期的に収支均衡を図ることを財政運営の基本とし、中・短期的には資金計画及び事業計画の未達成部分等について随時見直しを図り、期中に派生する重要事項については、理事会及び評議員会の議を経て、補正予算で対応する。

また、私立学校法の主旨に則り、大学構成員、関係者及び一般社会へのアカウントビリティの観点から、ホームページ等を通じて積極的に財務情報を公開する。

大学の財政を外部からの資金により支える方策の一つとして、募金室では積極的な募金活動及び明治大学カード事業を展開している。

2 現状（2011年度の実績）

（概況）

教育研究目的はますます多様化及び複雑・高度化しているが、帰属収入に占める学生生徒納付金は73.1%、人件費は75.3%、教育研究経費は34.4%であり、学納金以外の収入確保の難しさと支出に占める人件費・物件費の固定的で硬直性の高い傾向が続いている。

なお、人件費については退職給与引当金特別繰入を行った。

2012年度年度予算審議は、前年度に引き続き、収支均衡予算に向けた取り組みとして、予定経費を「経常経費」、「収入支出関連経費」及び「政策経費」に区分し、重点的な予算編成を行い、効率的な予算運営に努めた。その結果、「政策経費」の集中的な審議の中から教育・研究活動の重点的活性化策と教育環境整備充実策が図られた。

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

① 中・長期的な財政計画の立案

大学は教育研究計画が適正に実現できるよう財政計画を策定している。新たな中期総合計画の策定が喫緊の課題であり、一部資産の入れ替え等も検討している。

学部の長・中期の教育研究計画はそれぞれの関係委員会等で検討を重ね、各学部等機関全体の総意として策定する。その長・中期計画実現のために、単年度計画書によってより具体的な計画を提示し、財政計画に反映させている。多額な予算配分を必要とするような総合的な将来計画は、各学部等機関独自のみでは計画自体の策定が困難であり、法人を含めた大学全体の中での将来計画とそれに見合った財政計画の策定が必要である。各学部等機関の年度計画は、2～5年後の将来計画を長・中期計画と位

置付け、政策経費として継続が承認されている計画であっても年度ごとに見直しを行っている。

② 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

文部科学省科学研究費補助金をはじめとした外部資金の申請・受け入れ・管理の事務局は、研究推進部が行っている。

文部科学省科学研究費補助金については、ここ数年、増加傾向にあり、各学部等に協力を依頼し、採択件数を増やすために学部長会、教授会の各種会議等あらゆる機会をとおして申請を奨励している。更に研究推進部では、各種申請書の作成等、支援体制作りに取り組んでいる。

③ 寄付金等の受入れ状況

(7) 体制・制度

募金室で募集活動を実施している募金制度は次の2つである。

- a 未来サポーター募金：主な募集対象 校友，教職員，一般篤志家の個人・団体・法人
- b 教育振興協力資金：主な募集対象 学生及び生徒の父母

この他の募金制度については、募金システムへの入力や領収書を発行するなど、募金室で取りまとめはするものの、募集活動は各資金管理部署で行っている。また、理工学部事務室（2011年度で募集終了）、専門職大学院事務室（法科大学院）、高等学校中学校事務室については、募金システムの入力権限を付与し、募金の告知から領収書の発行まで一貫した募集活動を実施している。

本学における募金受入れに係る制度の在り方を総合的に検討するとともに、募金の推進を目的とした募金常設委員会が組織されているが、この委員会における主な審議対象は「未来サポーター募金」及び「教育振興協力資金」であり、その他の募金制度については実績の報告程度に留まっている。（関連規程：学校法人明治大学募金常設委員会規程）

また、募金室ではクレジットカードの利用額に応じた手数料収入を「創立者記念奨学金」に充当する「明治大学カード事業」を所管しているが、実際の事務局業務については、外部業者へ委託している。本事業の遂行にあたっては、明治大学カード運営委員会が組織され、事業の円滑な推進及び運営を図っている。（関連規程：明治大学カード運営委員会規程）

(4) 活動

a 未来サポーター募金の募集

(a) 個人

- ・ 専任教職員に趣意書を送付した（約 1600 件 2011.5）
- ・ 全国の校友（約 33 万名）宛に送付する「明治大学広報」に「別冊 募金特別号」及び「寄付のお願い（払込用紙等）」を同封した。（2011.9 2012.1 の2回）
- ・ ホームカミングデー、全国校友大会において募金受付ブースを設け、寄付を募った（2011.10, 11）

(b) 団体

- ・ 校友会の各支部長宛に趣意書を送付した（約 260 件 2011.5）

- ・ 支部総会等で配付の要請があった場合には別途必要部数を支部長宛等へ送付した

(c) 法人

キャンパス整備サポート資金を「創立 130 周年記念事業への協力依頼」として重点的に募集した。

取引企業を始めとするその他株式上場企業や大手未上場企業等に対し、趣意書を送付した（計 1 万件 2011.5）

主に本学と取引のある法人に対しては、実際に訪問したり、学内で営業担当者へ面会したりするなどして直接寄付の依頼を行った。

(d) 寄付手段の拡充

インターネットから寄付ができる環境を既に整備しているが、これに一度の申込で「毎月」、「年 2 回」及び「毎年」と寄付の回数を選択できる「継続寄付」の機能を追加した。

自宅にある不要な書籍等を提携古本買取業者に提供すると、その買取金額が大学へ寄付される「本棚募金」の制度を導入した。

b 未来サポーター募金顕彰制度の実施

未来サポーター募金は大学と寄付者とのコミュニケーションを重視した募金制度であり、寄付者には継続して本学に寄付していただく狙いがある。そこで、未来サポーター募金への寄付者を対象として、以下の顕彰制度を実施した。

寄付金額	顕彰内容	対象件数
全寄付者	寄付者芳名を広報紙誌に掲載	2,705 件 (匿名者を含む)
個人：20 万円以上 団体・法人：30 万円以上	○「明治大学広報」無料贈呈 (寄付いただいた翌年度から 5 年間)	個人：61 名 個人は教職員を除く 団体・法人：62 件
個人：50 万円以上 団体・法人：500 万円以上	○感謝状の贈呈 ○時節のご挨拶状送付 (寄付いただいた翌年度から 5 年間)	個人：88 名 団体・法人：16 件
個人：100 万円以上 団体・法人：500 万円以上	○高額寄付者と寄付受給者との 交流会に招待 (寄付いただいた翌年度に実施)	個人：29 名 個人は職員を除く 法人：26 件

※ 高額寄付者と寄付受給者との交流会は、創立 130 周年記念式典への招待という形で実施した。上記の表に基づく 2010 年度の寄付者が対象となるが、特別に 2011 年 9 月末日までに設定金額に到達した寄付者を招待した。

※ その他の顕彰制度として個人 10 万円、団体・法人 20 万円以上の寄付者を対象とした「寄付者銘板」があるが、設置時期と設置場所が未定であるため、現在は実施について周知するのみとなっている。

c 教育振興協力資金

この募金制度は、例年は学生・生徒の父母に対し、教育研究環境の充実・発展に必要な経費として募集している。東日本大震災により被災した学生に支給する奨学金等

の原資として活用するため、本学では2011年3月22日より「明治大学被災学生支援義援金」の募集を開始したが、その受け皿として「教育振興協力資金」を利用したため、2011年度は父母のみを対象とした通常の募集は実施しなかった。

「明治大学被災学生支援義援金」の募集はまず大学のホームページで告知を行い、その後各学部・大学院・付属高等学校中学校の父母及び専門職大学院の院生本人に対して協力依頼文書を送付した。この他毎月発行される明治大学広報において応募状況の報告と義援金募集の告知を行うと共に、学内で行われる各種イベントにおいても募金箱を設置するなどして、寄付を募った。

d 明治大学東北関東大震災被災者救援義援金

東日本大震災の被災地を支援するため「明治大学東北関東大震災被災者救援義援金」の募集を行った。募集の手段としては、大学ホームページ・明治大学広報等で告知を行った。

注) この取り組みは大学の財政支援が目的ではなく、社会貢献活動の一環としての取り組みである。

e 募金の手引きの作成

募金室の構成員や募金常設委員だけでなく、全専任教職員が募金の推進者となるべく「募金の手引き」を作成し、全教職員に配付した。(2012.1~2)

この冊子は大学で作成している手帳のサイズに合わせて作られており、手帳に差し込むことで募金制度に関する事柄がすぐに調べられるようになっている。

f 明治大学カード

- ・ 協力店の新規開拓を行った。
- ・ リバティ・アカデミー講座受講生向けに受講料割引を謳ったポスター等を作製した。
- ・ ホームカミングデーにおいて入会キャンペーンを実施した。
- ・ TOEFL 受験申込にクレジットカードが必要な国際日本学部の学生に対してキャンペーンを行った。
 - ・ 会員向け会報誌において、協力店・特典一覧を掲載した。
 - ・ 三井住友カードとタイアップし、利用者促進キャンペーンを行った。

(ウ) 実績 (表7, 8参照)

未来サポーター募金は約4億2千万円を集め、導入を開始した2010年度よりも実績を伸ばすことができた。

教育振興協力資金については、募集の内容が例年と違うため、単純な比較はできないが、約1億4900万円となり、前年度より1億円以上の増となった。

その他の募金制度においても前年を上回る約2億円もの寄付を集め、2011年度に受けた全ての寄付の合計額は約7億8000万円となった。

明治大学東北関東大震災被災者救援義援金は、101件約458万円を集めた。この資金は預り金として受入れ、全額を日本赤十字社に寄付した。

明治大学カード事業については、景気の冷え込みや震災の影響により、カード利用額に応じた還元金(提携手数料)の額は減少し、2011年度実績は約838万円(前年比42万6千円減)となった。一方で、募集手数料・広告掲載料は増加した(前年比76万2

千円増)。

④ 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

比率は2011(平成23)年度を表示,同規模他私大平均値は日本私立学校振興・共済事業団2010〔平成22〕年度版「今日の私学財政」を引用している。

(7) 消費収支計算書関係比率(資料2)

a 学生生徒等納付金比率

2009年度の74.1%から2010年度0.6%増加して74.7%になったが,2011年度73.1%に減少した。本学の学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に引き続き取り組んで行かなくてはならない。

b 基本金組入率

2009年度の15.2%から2010年度は11.9%に減少し,2011年度は18.0%に増加した。

c 人件費比率

2009年度52.0%,2010年度53.0%と微増したが,2011年度は75.3%増加となった。これは、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)により退職給与引当金について,従来,期末要支給額の50%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上していたが,当年度から期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上する方法に変更し,その差異を繰り入れたことが起因している。

d 人件費依存率

2009年度から70.2%,71.0%と増加し,2011年度は退職給与引当金の期末要支給額の変更のため,103.1%と大幅な増加となった。

e 教育研究経費比率

2009年度から33.6%,33.0%と微減したが,2011年度は34.4%に増加した。これは教育研究経費の充実に配慮して新規の政策経費を措置したことによるものである。

f 減価償却比率

2009年度から11.9%,11.1%となり,更に2011年度は8.8%に減少した。これは,2007年度から減価償却方法が従来残存価額を,取得価額の10%としていたが,残存価額の経済的実態を勘案して零円(備忘価額1円)に変更したためによるものである。

g 消費収支比率

2009年度106.9%から,2010年度104.6%に減少したが,2011年度141.96%に増加した。これも退職給与引当金の期末要支給額の変更によるものである。

(i) 貸借対照表関係比率(資料3)

a 固定比率

2009年度から104.0%,102.5%と減少したが,2011年度110.4%に増加した。これも退職給与引当金の期末要支給額の変更によるものである。

b 固定長期適合率

2009年度が92.0%、2010年度91.20%と減少したが、2011年度92.9%増加となった。これは同規模他私大平均値より0.4%下回った。

c 流動比率

流動比率は支払能力の判断基準とされるが、2009年度から203.5%、215.4%と増加したが、2011年度185.7%に減少した。同規模他私大平均値より20.6%も下回った。これは、130周年記念事業の大型施設の建設によるものである。

d 総負債比率

2009年度から17.8%、17.3%と漸減となっていたが、2011年度は22.3%に増加した。これも退職給与引当金の期末要支給額の変更によるものである。

e 負債比率

上記の総負債比率と同様に、2009年度から21.7%、21.0%と漸減したが、2011年度28.60%と増加した。

f 基本金比率

ここ数年の比率は99%台を維持している。

g 退職給与引当率

ここ数年の比率はほぼ100%を維持していたが、退職給与引当金の期末要支給額の変更により、2011年度50.0%に減少した。

h 消費収支差額比率

2009年度からマイナス14.7%、マイナス15.47%、そして2011年度マイナス23.0%と更に増加となった。これも退職給与引当金の期末要支給額の変更によるものである。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

① 予算編成の適切性と執行ルール of 明確性、決算の内部監査

○ 予算編成と執行のルールと責任

各学部等機関における教育研究目的を実践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる長・中期計画を策定し、必要な事業を予算化することから始まる。各学部等機関は、学長方針に基づき、教育・研究に関する年度計画書を学長に提出し、学長ヒアリングを通じて必要な事業について説明を行う。学長は、この計画に対し、教学における調整及びプライオリティを判断し、「学長の教育研究に関する年度計画書」として理事長に提出している。その後、理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部等機関の予定経費要求書を理事会が審議し、評議員会の議を経て予算案、すなわち配分予算が決定する。このことにより、予算編成過程における執行機関である各学部等機関と審議機関である理事会・評議員会との役割は明確である。

予算執行は理事会が責任を負っている。また、予算追加の新規案件又は当初予算の増額案件については、起案又は予算追加申請書の手続きが必要となり、追加にかかる担当常勤理事の業務基準・決裁権限に基づいて円滑に実施されており、各々の役割の明確化が図られている。2011年度の事業計画策定にあたり計画の優先順位を明示し、予算編成において順位付けをした重点配分を行い、予算の承認過程が明確になっている。

各学部等機関が教育研究計画に定めた計画を実現するための財源は、このよう

にして配分された予算に基づいて確保される。この予算の中で、経常経費とは別の政策経費は重要な経費である。政策経費は、特色ある教育研究計画に対して配分される予算であり、各学部等機関の長・中期的な教育研究計画への予算として、年度ごとの検証が求められ、複数年度にわたり配分される。

特定の収入に対する予算措置として「収入支出関連経費」を位置付けている。中でも学部独自の教育を展開するために文系学部では「実習料」、理系学部では「実験実習料」を学生生徒納付金として徴収している。「実習料」は、特色ある学部教育のために充てられる学部独自の予算であり、学部学生への還元を前提とした出版事業やTOIEC、TOEFLへの受験の制度化、各種インターンシップ事業、就職支援事業他に係る経費として運用されている。理系学部の「実験実習料」はそれぞれの学部教育の根幹をなす、実験及び実習の科目の運営に必要な機器の購入をはじめとした、経費の支出に充当している。

○ 内部監査の実施状況

本学における監査の取組は、監事監査、公認会計士監査、内部監査人監査並びにシステム監査によって行っている。

監事の職務は、私立学校法第37条第3項に基づく学校法人の業務及び財産の状況を監査することであり、業務監査と会計監査を行い、会計年度終了後2カ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。具体的には、重要な会議(理事会、理事会研究会、評議員会等)に出席して、理事長・各理事の業務執行状況を検証し、公認会計士と連携した監査等を行い、本学の経営の妥当性、経営者の業務執行の適法性、業務及び財産の状況の実効性・適正性等を監査している。

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく会計監査は、公認会計士に委嘱して行っている。具体的には、公認会計士がリスクアプローチに基づく標準化された手続(試査・実査等)によって、財務部門を中心に各事務部署に対して期中及び期末に年間約120人日の往査を行い(往査には内部監査人が同行している)、計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されているか、証憑や計算書類が適正であるか監査している。公認会計士から監査報告書の提出を受けるにあたっては、公認会計士の指摘事項・指導等の会計監査結果を財務に関する実務業務に活かすため、総括報告会を設け、財務部門は公認会計士から監査内容の報告を受けている。その後、理事会は、当該年度の計算書類について公認会計士から「独立監査人の監査報告書」を受けている。

内部監査人監査は、内部監査規程に基づいて、理事長の下、監査室が内部統制の充実、業務の適正性、効率・効果性の向上を観点に定期内部監査計画を定め、業務変革・業務改革の支援を目的として行っている。また、不定期に、理事長の指示による臨時内部監査も実施している。

定期内部監査計画は、内部統制の目的に照らし、必須テーマである公的研究費の機関管理状況及び過年度までの学内業務の遂行において把握された課題(組織・規則面に関する事、業務執行の状況に関する事、経理・財産の状況に関する事、教育の質の充実に関する事等)から優先度を考慮して定め、内部監査テーマごとに検証作業を実施し、内部監査調書を作成し、2月に内部監査調書に基づく全般的所

見を含めた内部監査報告書を理事長に報告・提出し、理事会にも報告している。理事長はこの全般的所見に基づき、内部監査改善指摘事項に対する改善等の取組の指示を各所管担当理事に行い、改善取組報告を求めている。

監事は経営監査、公認会計士は会計監査、内部監査人は教職員の業務監査を主に担っているが、いずれの目的も「大学という教育機関が持つ強い公共的性格と求められる自律した組織運営、経営の適正性と健全性の確保、教育研究の質を不断に向上させること」に寄与することである。この三者は、一層連携して監査目的を達成することが望まれている。

なお、システム監査については、本学の総合情報システム管理規程、事務情報システム管理・運用規程、総合情報ネットワーク管理・運用規程及び情報セキュリティポリシーにおいて、理事長は、情報システムの安全性、信頼性及び効率性並びにそのデータの保護等について監査を行うものとし、監査担当者を任命すると定めている。システム監査の実施は、専門性を考慮して外部専門業者に委託して実施していたが、2011年度は実施していない。

② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

「教育・研究年度計画書」に、継続の場合はその効果を分析・検証する記載を求め、予算ヒアリングの際等にその検証の確認を適宜行っている。

2012年度予算は、2011年度と同様に経常経費と政策経費に区分し、政策経費要求については政策内容、実施概要、見込まれる効果及び達成内容、達成後の経費措置についても記述を求めて予算措置がなされている。また、前述したように検証結果を評議員会で報告するために、予算実効性を部署横断的に検討・評価する検証システムの構築と執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを構築して、実施している。

予定経費要求書作成時に前年度の執行状況を十分勘案して次年度の予算編成を行っている。特に学部等では前年度の予算執行に伴う効果についての分析・検証を毎年度の予算編成時において実施し、適切な修正を行える仕組みが整っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている項目

予算編成過程における執行機関である各学部等機関と審議機関である理事会・評議員会との役割は明確であり、前年度の予算執行に伴う効果についての分析・検証を毎年度の予算編成時において実施し、適切な修正を行える仕組みが整っている。

予算執行は、理事会がその責任を負っているが、調達努力と経済合理性に基づく適宜な見直しで順次遂行されている。

全国の校友に対し、未来サポーター募金に関する資料（募金特別号・趣意書・払込用紙等）を既に4回送付しているため、この募金制度の認知度は上がっていると言える。一方、インターネットを通じて寄付の募集や受付を行う等、10年前に実施した創立120周年記念事業募金とは異なる形での募集も展開することで、幅広い年齢層への周知が展開できている。

更には継続寄付や本棚募金等、寄付の手段を増やしたことで、様々な形で寄付を受け入れることができた。

法人に対しては、「創立 130 周年記念事業への支援のお願い」として依頼を行った結果、キャンパス整備サポート資金への寄付を重点的に集めることができた。

明治大学カードに関しては、大学自体の国際化の進展に伴い、留学を希望する学生からの申込が増える等、学生入会者数は増加している。一般会員の新規加入者も卒業時学生カードからの切替者を中心に増加している。カード会員向けに送付している会報も頁数を増やし、協力店一覧を掲載するなど既存会員の満足度向上にも努めている。

(2) 改善すべき点

学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に取り組むほか、「経常経費」、「収入支出関連経費」及び「政策経費」を区分した政策経費の概念を取り入れた現体制の見直しと、経費配分の見直しも行っていく。

未来サポーター募金の認知度は上がったとはいえ、住所判明校友約 33 万名に趣意書を送付しても、寄付の応募率は 1%に満たない状況である。いかに校友からの寄付を増やすかが課題である。

未来サポーター募金を構成する 5 つの資金間には寄付実績に大きな格差がある。いずれの資金も大学の発展には必要なものであり、寄付の少ない資金の管理部署とは個別に調整し、打開策を検討する必要がある。

法人及び校友に対する周知という面では、連絡先を把握していることから、数回にわたり趣意書の発送を行ったことで実現できているが、団体に関しては、校友会の支部単位程度しか連絡先を把握できていないため、その他の団体に対して直接依頼できていない状況である。ゼミやサークルの OB 会、さらには社内 OB 会等へ寄付依頼をするための窓口を調査する必要がある。

明治大学カード事業の最大の目的は「創立者記念奨学金の拡充」である。その原資となる提携手数料収入が 4 年連続で減少しているため、この点を改善する必要がある。また、加入者は増加傾向にあるが、一方で退会者も発生している。一番多いのは学生カードを持っている卒業生が社会人になる際に退会するケースであり、退会者を減らし、実際に使ってもらうための働きかけが必要である。

教職員向けカードの入会者数が伸び悩んでおり、改善策が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

教育研究環境の整備充実のために重点的な予算配分を行い、経常費補助金の増額を図るため、経常費補助金算定基準における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出及び教育研究用機器備品支出、図書支出の合計の割合を 35%以上とする目標に向け、計画的に取り組んでいく。

キャンパス整備サポート資金は 2010 年 9 月から 5 年間で「創立 130 周年記念事業への支援」として募集しているが、6 つの施設計画のうち 3 つは 2011 年度で終了し、2 つは 2012 年度で終了となる。そのため、2012 年度は募集期間の中間期ではあるが、昨年度を上回る実績を上げる必要があり、特に重点を置いて募集する。

また、未来サポーター募金への依頼の方法を再検討する必要がある。従来は認知度を高めることに重点を置いていたが、これからは寄付をしていただく方向へ導くような動

機づけに重点を置いた展開が必要となる。このため、2012年度はこれまで使用してきた趣意書を刷新する。新たに5社に対して企画提案書の制作を依頼し、その中から要求する条件を最も満たしたものを採用する。

団体からの寄付受入を増やすため、これまで把握できていなかったゼミやサークルのOB会、さらには社内OB会等、各種団体の連絡窓口を調査し、協力を要請していく。

教育振興協力資金は、2010年に寄付の募集対象をこれまでの新入生父母のみから全学部学生父母及び付属校新入生父母に拡大した。このため、学部学生の父母は学年に関わらず税制上の優遇措置を受けることができる。寄付をすることで得られるメリットを分かりやすく伝えることで寄付の拡大を図る。

明治大学カード所有者の利用状況調査を行った。そこから得られた情報を基に、これまで以上にカードの利用率・利用額を高める方策として、2012年度よりAMEXプラチナカードを導入する。

これまでは新規採用の教職員にのみ送付していた教職員専用ゴールドカード(年会費無料)の案内を、全ての専任教職員に送付する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に取り組むため、文部科学省科学研究費、指定寄付金、一般寄付金、受託研究費等の外部資金の受け入れ窓口を一本化する教学側の体制整備としての研究・知財戦略機構と連携を取り、受託研究費、指定寄付研究費等の受け入れ強化策、更に文部科学省等による競争的補助金等の獲得にも取り組んでいく。

キャンパス整備サポート資金は2015年8月末日まで「創立130周年記念事業への支援」として募集しているため、特に重点をおいて募集する。

未来サポーター募金に関しては、最も母数の多い校友からの寄付率を1%以上に上げることを目標に、寄付に関するアンケートを実施する。今後、このアンケート結果に基づいた募金戦略を検討する。この他、各資金間の格差を極力無くし、未来サポーター募金全体を拡大発展させるため、各資金部署との連携を取りながら課題を探り、解決に取り組んでいく。

寄付金控除についてはまだ多くの方に理解されていない。このことを分かりやすく伝え、少しでも寄付をする行為に関心を持ってもらうための周知活動を実施する。

明治大学カードについては、このまま提携手数料が落ち込む一方ではカード事業そのものの存続に関わってくる。AMEXプラチナカードの導入や専任教職員向けゴールドカードの告知等により会員数及びカード利用率・利用金額の増大を図り、安定した事業に改善する。

5 根拠資料

資料1 文部科学省科学研究費補助金(注1)受け入れ状況

資料2 消費収支計算書関係比率(2011年度決算)

資料3 貸借対照表関係比率(2011年度決算)

資料4 未来サポーター募金趣意書(2種)

資料5 「明治大学東北関東大震災被災者救援義援金」及び「明治大学被災学生支援義援金」

へのご協力をお願い

資料6 本棚募金パンフレット

資料7 募金の手引き

X 内部質保証

1 目的・目標

(1) 自己点検・評価の基本方針

自己点検・評価の実施にあたり、毎年度、自己点検・評価委員会において「自己点検・評価の基本方針」(資料10-1)を定め、基本方針にそって実施要領を策定している。

2011年度の基本方針は、教育・研究水準を向上させるため、組織や活動についての自己点検・評価を恒常的に行い、大学改革に効果的に生かすことのできる体制と方法を確立することや、認証評価機関による評価への対応を行い、具体的な大学改革につなげることで、さらにこれらのプロセスが改革のために必要なツールとして機能させるために、「教育・研究に関する年度計画書」のような予算のプロセスやデータベース作成などの作業と連動させ、全学的な視点での自己点検・評価を体系的に行う仕組みを構築することを掲げ、自己点検評価を実施した。

(2) 情報の公表方針

2010年6月15日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって大学が公表すべき教育情報が法令上明確化されたことを受け、本学が公表する教育情報の種類や方法を「学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報の公表について」(2010年12月14日開催理事会資料)のとおり定め、ホームページ等によって公表している。

法人情報については、関連法規、校規等を遵守し、社会に対する説明責任を果たすことを方針として、財務情報、事業計画書、事業報告書等をホームページで公表している。

(3) 内部質保証の方針

2011年度学長方針において「恒常的な自己点検・評価を行い、大学改革を効果的に活かす」としており、「改善方策について財政的裏付けがなされるよう、年度計画書と連動させる」ことが示されている。本学は、自己点検・評価と年度計画をPDCAサイクルの両輪とすることで、予算との連動を図り、さらに「評価委員会」における外部有識者の意見を反映させる等の客観性を担保する仕組みに配慮しつつ、改善・改革を一義的な方針とする内部質保証システムの構築を進めている。

2 現状(2011年度の実績)

(1) 点検・評価を行い、結果を公表することで説明責任を果たしているか

① 評価に関する委員会等の設置(名称, メンバー, 年間開催回数)

委員会等の名称	主なメンバー, 人数	開催日
法人自己点検・評価委員会	(1)総務担当理事 (2)法人自己点検・評価項目に関連する法人部署の部長・室長6名	2011年度は未開催

	(3) 評議員若干名	
--	------------	--

明治大学自己点検評価規程第9条に則り、法人自己点検・評価委員会を設置しているが、現状、法人部門の自己点検・評価については、所管の各法人部門においてそれぞれ実施しており、本委員会が法人の自己点検・評価体制としては組織的に活用されていない。

② 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学は、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得てから、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において「明治大学自己点検・評価規程」（資料10-2）に従い、自己点検・評価を毎年度、実施してきた。

自己点検・評価実施の依頼及び学内説明会を開始時とすれば、報告書の公表時まで約1年間のプロセスである。「明治大学自己点検・評価報告書」は、評価委員会の評価を含め、ホームページに毎年掲載され、冊子としても各部署に配布している。外部評価については、2007年度に行った大学基準協会の大学評価（認証評価）結果において適合認定を受け、その結果をホームページに掲載している。

2011年度の自己点検・評価活動は、3月の東日本大震災の影響で全体的にスケジュールが1か月程度遅れたが、大きな混乱はなくHPでの報告書の公表にまでに至った。

学長（自己点検・評価 全学委員会委員長）は2012年1月16日、自己点検・評価規程に基づく、「2010年度自己点検・評価報告書」（資料10-3）を理事長（評価委員会委員長）へ提出した。同報告書提出を受け、2月1日に評価委員会が開催され、自己点検・評価が適切に行われているか点検するとともに、報告書に記載された改善計画を基に、今後明治大学が重点的に改善改革すべき点等を議論し、その結果は「評価委員会による評価結果」（資料10-4）としてとりまとめ、報告書と同時にホームページで公開している。今後は、年度計画や事業計画等に反映させ、明治大学の改革改善サイクル促進に利用される。

③ 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

○ 財務情報の公表

本学は従来から教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に、大学の財政状況について理解を得られるよう広報紙などを通じて積極的な財政公開を行ってきた。具体的には、教職員・父母・校友には「明治大学広報」（資料10-5）を通じて、予算については「予算編成方針」、「予算の概要」、「消費収支予算」及び「資金収支予算」を、決算については「消費収支計算書」、「資金収支計算書」及び「貸借対照表」を掲載して、それぞれの主な内容について説明を行ってきた。

また、ホームページ上（資料10-6）でも、予算については「予算編成方針」、「予算の概要」、「消費収支予算」及び「資金収支予算」を、決算については「独立監査法人の監査報告書」、「監事による監査報告書」、「消費収支計算書」及び「資金収支計算書」「貸借対照表」を、その他、上半期決算に伴う「貸借対照表」、「資金収支計算書」及び「消費収支計算書」を含めて公開している。

なお、学生には「M-style」（資料10-7）に、予算・決算がホームページ上で公開したことのお知らせを掲載している。

その他、法令に基づき、決算については「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算

書」,「事業報告書」,「独立監査人の監査報告書」及び「監事による監査報告書」も財務部財務課,総務部和泉キャンパス課・生田キャンパス課内において閲覧に供することになっている。

このように財政に関わる情報の公開方法は,従来の広報紙に加えて,ホームページ上でも公開しており,大学関係者以外の一般社会にも理解を得られるよう改善を図っている。

○ 学校法人としての情報公開

学校法人は公共的な性格を有していることから,社会に対し,正しい情報を適切な方法により公開していくことが求められている。

本学においては,財務状況,事業計画・事業報告及び自己点検・評価報告をはじめとして,ホームページや刊行物により教員研修(FD)活動,環境保全,地域社会連携,キャンパスハラスメント,個人情報保護,等への各種取組みを公開している。

また,2010年6月15日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令によって大学が公表すべき教育情報が法令上明確化されたことを受け,大学ホームページ(資料10-8)で教育情報の公表サイトを設けて,省令に対応している。

○ 情報公開請求への対応した体制の整備

学内関係者及び学外団体から学内情報に係る公開の請求があった場合には,関係する部署においてその都度対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

① 内部質保証の方針と手続きの明確化

法人経営,予算面からの内部質保証システムとして,評議員会における予算委員会の役割がある。評議員会は,理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し,予算を精査し「(各年度)予算委員会審議報告書」(資料10-9)を作成する。報告書では,予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行および予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し,理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は,当該年度末に「(各年度)予算委員会要望事項について(回答)」として,理事会の意思決定,予算執行についての振り返った結果を報告する仕組みとなっている。

理事会は,意思決定,予算執行の側面から,評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い,これを評議員会に報告するシステムとなっており,その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。

② 内部質保証を掌る組織の整備

③ 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

法人部門の自己点検・評価体制は,法人各部門(部署)において,認証評価結果,評価委員会評価結果及び自己点検・評価結果を踏まえた改善・改革のためのPDCAサイクルを回している。

担当法人部門(部署)においては,各評価の結果や評議員会における予算委員会からの要望事項の内容等を念頭におきながら,担当理事の所管業務に係る年度計画書を策定する際に考慮している。

○ 評価委員会からの評価結果の反映

「明治大学自己点検・評価規程」により、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。評価委員会は、理事長、学長、常勤理事2名、各学部長及び大学院長9名、学識経験者7名の計20名で構成されている。評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。また、評価委員会からの評価結果は、当該年度の自己点検・評価報告書とともに大学ホームページに掲載し、学内外に公表している。

○ 認証評価結果に基づく「改善アクションプラン」制度の実施

認証評価結果の「指摘事項」及び「助言事項」を着実かつ確実に改善を図ることを目的に、指摘事項、助言事項の単位で改善計画を立案、進捗管理を行う「認証評価結果に基づく改善アクションプラン（3カ年計画）」（以下、アクションプラン）を制度化し、全学的に80プログラムを策定・実行している。

そのうち、法人部門に該当するプログラムは、次の通り。

- ・企画課1件（事務組織と教員との連携）
- ・総務課1件（ハラスメント対策委員会の位置付け）
- ・人事課1件（事務負担過重）
- ・生田キャンパス課1件（バリアフリー）
- ・和泉キャンパス課1件（バリアフリー）
- ・財務課2件（人件費比率および消費支出比率の悪化）
（負債比率が同等大学より増加傾向）

認証評価結果は漏れなく改善計画の進捗管理がなされ、改善に向けて効果的な手段を講ずることが可能となっている。

なお、大学基準協会から指摘を受けた「助言事項」に該当するバリアフリーに係る項目（生田キャンパス課及び和泉キャンパス課）については、アクションプランを基に改善報告書を作成して大学基準協会に提出した。

④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識徹底

個人情報の保護については、既に整備されている学内校規及びガイドラインに基づき、運用が図られている。また、個人情報の適正な取扱いが図られるように、個人情報の保護に関する研修会を原則として毎年実施している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

① 法人情報や教育研究活動のデータベース化の推進

○ 研究者・研究業績データベース

専任教員データベースを構築し、これにOh-o!Meijiシステムを通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新することができる環境を整備している。このデータベースに蓄積されたデータは大学ホームページ（資料10-10）やReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されるほか、認証評価や各種の統計資料に利用されている。

○ 学内情報の収集と学外への公表（学事記録、概況資料集等）

当該年度の大学の活動記録である「学事記録」と、年度推移や他大学との比較に焦点をあてた「概況資料集」を、関係部署の協力の下、経営企画部企画課が必要な

情報を集約し、作成している。

完成後は、役員をはじめとして、評議員、大学役職者及び学内関連部署に配布するとともに、「概況資料集」のデータをMICS（教職員対象の学内情報共有サービス）に掲載し、教学の発展方策や経営判断資料作成等、多元利用に供することとしている。

また、学校教育法施行規則の改正に伴う教育情報の公表に対応するため、学事記録、概況資料集に掲載したデータを必要に応じて抜粋し、大学ホームページ上で公表している。（資料10-8）

なお、2005年度から私立学校法の改正による財務情報の公開に伴い、「事業報告書」の作成・閲覧が義務付けられたことから、毎年度経営企画部と財務部において「事業報告書」を作成の上、大学ホームページ（資料10-11）に公開している。

○ 自己点検・評価情報の作成と公表

自己点検・評価に関わる情報は、従来は自己点検・評価のプロセスにおいて、独自に各部局の蓄積したデータを利用して作成してきたが、今後は学内の総合的なデータベースを作成し連動させる検討を開始した。公表については、これまでホームページにも公表されている報告書に多くのデータが記載されていたが、総合的なデータベースと連動して作成を検討している。

② 学外者の意見の反映

○ 評価委員会からの評価結果の反映

理事長を委員長とする評価委員会には、学識経験者7名が入っておりその中には、外部の委員も含まれている。評価委員会の評価は公表され、次年度の計画に生かされている。

次年度の計画にどのように生かされたかについては、当該年度の自己点検・評価報告書の冒頭に「評価委員会『評価結果』による改善進捗状況」として、過去3か年間に指摘のあった事項について、改善状況を報告している。

○ 予算委員会審議報告書の位置づけ

事業計画案及び予算案は、毎会計年度開始前に理事長において編成の上、評議員会に提出を行い、その議決を経ることになっている。評議員会では予算案承認に際して、予算委員会を設置して審議の付託を行う。予算委員会委員は評議員会委員の内、学部長等、教職員、校友及び学識経験者からバランスを配慮の上選考されており、学外者の意見も反映される仕組みとなっている。予算委員会では、評議員会からの付託を受けて予算にかかる審議を行い、予算委員会審議報告書（資料10-9）を作成して評議員会に提出する。

審議報告書では、予算執行にあたっての要望事項が付されており、所管理事及び部署は、当該要望事項を踏まえながら、事業の推進や次年度の年度計画及び予算策定等の際に考慮している。

③ 文部科学省や認証評価機関、学内評価委員会からの指摘事項への対応

本学に対する文部科学省からの指摘や、大学基準協会からの勧告を受けたことはないが、今後もし文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告等があった場合は、自己点検・評価全学委員会を対外的な窓口として、学部等自己点検・評価委員

会で対応することになっている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

改善アクションプランを作成することで、認証評価結果を漏れなくPDC Aサイクルに取り込むことにつながった。

(2) 改善すべき点

- ・ 大学基準協会の大学基準及び評価基準の変更に伴う内部質保証システム重視に対応するため、法人自己点検・評価委員会を法人部門の内部質保証システムとして確立し、適切に機能させる必要がある。
- ・ 評価委員会の評価結果や、全学委員会の評価コメントを、予算プロセスに生かすための仕組み、工夫を行っているが、改善項目の重点化、戦略の優先順位づけにとどまっている。予算の傾斜配分など今後も検討する余地がある。
- ・ 長期計画に連動した財務計画、施設計画については、教職員をはじめとしたステークホルダーに対して明示されているとは言い難い。
- ・ 情報公開請求に対応する規定、組織、窓口を設けていないため、統一された対応が必ずしもなされていない。
- ・ 概況資料集及び学事記録には貴重な大学の情報が集約されているが、掲載されているデータは従来からの慣習に則った内容や体裁となっており、利用者のニーズに十分対応出来ていない面もある。また、学事記録の冊子による情報提供手段は、データの2次利用の点からも利便性が悪い。これらの情報について、より一層の有効活用を図るという観点から、ワード・エクセル等による帳票作成へと変更していく必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 大学基準協会の大学基準及び評価基準の変更に伴う内部質保証システム重視に対応するため、法人自己点検・評価委員会の開催を実現し、その下で、法人の自己点検・評価報告書を策定する。
- ・ 情報公開請求に対する規定、組織、専門窓口の設置について検討する。
- ・ 概況資料集は、冊子の発行を廃し、電子媒体による情報提供へ切り替えた。今後は、学事記録のデータについても多元利用の観点から、電子媒体での情報提供を行う。次年度からの実現を目指し、その具体的な方法等について経営企画部において検討を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

基準協会の新基準への対応を進め、次回の認証評価への態勢を整える。自己点検・評価体制の実質化と、学内各種データの効率的統合・運用を図り、IR機能の構築、マネジメントツール化につなげる。

5 根拠資料

- 資料10-1 自己点検・評価の基本方針（自己点検・評価全学委員会）
資料10-2 明治大学自己点検・評価規程

- 資料10-3 2010年度自己点検・評価報告書（自己点検・評価全学委員会）
- 資料10-4 2010年度自己点検・評価報告書に対する評価委員会による評価結果（評価委員会）
- 資料10-5 明治大学広報
- 資料10-6 明治大学ホームページ（財政状況）
- 資料10-7 M-S t y l e
- 資料10-8 明治大学ホームページ（教育情報の公表）
<http://www.meiji.ac.jp/zaimu/index.html>
- 資料10-9 予算委員会審議報告書
- 資料10-10 明治大学ホームページ（専任教員データベース，研究・知財戦略機構）
<http://www.meiji.ac.jp/research/index.html>
- 資料10-11 明治大学ホームページ（事業報告書）
<http://www.meiji.ac.jp/chousaka/jigyo.html>